

# 第2回世羅町議会定例会会議録

令和5年6月6日  
第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第2回世羅町議会定例会 (第2号)

令和5年6月6日  
午前9時00分開議  
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和5年第2回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和5年6月6日】

順番	質問者	質問事項
1	1番 高橋公時	1 新教育長に問う！令和5年度 教育行政施策はいかに 2 箱物行政に警鐘を！自治センター整備はいかに
2	8番 松尾陽子	1 デフリンピック支援と共生社会の推進を 2 手話言語条例及びコミュニケーション条例の制定に向けて
3	5番 向谷伸二	1 町の防犯対策は 2 地元高校へ支援の輪を

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

はじめに、新教育長に問う！令和5年度 教育行政施策はいかに 1 番  
高橋 公時議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。

昨日はフラワーフェスティバルの最終の練習が行われました。今年度は6月10日に開催ということで、例年でありましたらゴールデンウィークですがけれども、G7のサミットの関係で今年は6月10日と。いつもは中学校の2年生ですかね、出演を依頼しておりましたけれども、今回は体育祭と重なったということで、危惧をしておりましたところ、幸いにも世羅高校生が参加してくださるということで、何とか100名を超える隊列を昨日、最後の練習ということで作ることができました。圧巻でございました是非とも本番に向けて。また昨日は副町長が激励のご挨拶に来ていただきまして、私にはぐっとささりましたけれども、生徒にはちょっとささってなかったのかなと思います。32年前、この学び舎でということをおかれてましたけれども、私も30年経ちますので、えらい年を取ったなど私にはぐっとささりました。

当日はまた副町長は裏方として私はまた踊り手として、町長は花柄のスーツを着て世羅町の顔としてしっかりアピールをお願いしたいと思います。

それでは項目1 新教育長に問う！令和5年度 教育行政施策はいかに。質問に入る前に、6月定例会では補正予算など予算の審議を行いますけれども、このような予算の意義と考え方、これについて議員のバイブルとも呼ばれる、

○議長（米重典子） 高橋議員すみません。物品の持ち込みについてこれを許可しております。

○1番（高橋公時） 持ち込み許可をいただきましたので、議員のバイブルとも言われる「議員必携」の一文を少し披露したいと思います。

予算編成に当たる町村長も、それを審議する議会も、あくまでも、住民全体の福祉を念頭に置いて考えるべきで、いやしくも一部の住民の利益のために奉仕するようなことがあってはならない。しかしどの町村においても、住民の要求は無限である。住民の要求は無限であると。これに対して財源には限度があるので、住民の要望全てに応えられないから、町村長、ここで言う奥田町長も苦勞するのが予算編成であり、またこうした補正予算であると考えられます。

町の提案に対して将来的な規模、そして利用する住民が安全安心な場所、立地であるかなど我々議会も、しっかりと見定める必要がございます。

さて今回の定例会での一般質問では、2項目併せて6問お伺いいたします。

まず4月より新たに着任された新教育長に、教育行政施策について4問。2項目目として世羅西地区2か所の自治センターの整備計画について2問お伺いいたします。

本題に入ります。先日配布いただきました、令和5年度世羅町教育行政要覧教育行政施策の方針において所管している、まずは学校教育、主に小中学校給食センター、社会教育、図書館運営や文化センター、タウンセンターの管理運営、文化財保護やスポーツ推進など、さまざまな教育行政施策の方針が示されております。勿論、いつも予算審議で私が質問させてもらっております中学生海外研修助成など、こうした事業も含まれております。私事ですけれども、長年、携わってきた町内修学旅行、こういったものも今年で最後とさせていただきます、終了致します。書類等整理をしておりますと一通の手紙が出てきました。これは2003年、20年前であります。高橋様、先日の修学旅行では大変お世話になりました。準備、案内、交渉、後の処理、どれをとっても落ち度なくきちんとして下さり、感謝しております。児童の代表として2名の礼状を同封しておりますので、読んでやってくださいと。大見小、早間と。当時は、6年生担任の教諭として、私は旅行会社の添乗員として世羅教育に携わってまいりました。早間教育長はこれまで教育現場に身を置いてきたからこそ、さまざまな教育現場の問題、課題

また実情も把握しておられると考えております。経験豊富な新教育長に令和5年度、世羅教育の取り組みについて4問お伺いいたします。

1番目として「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」基本理念についてお伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、高橋議員言われました1点目の「「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」基本理念とは」についてお答えいたします。

まず、教育委員会が考える「豊かな心」とは、他人のことを思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心などであると捉えております。その心をもった上で、自分の意見を持ち、主体的に行動する中で、試行錯誤しながら自ら選択し、決定した目標に向かって挑戦していく姿を基本理念として掲げております。

この基本理念は、世羅町の長期総合計画に掲げる将来像「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」の実現に向けて、非常に大切な素地であると認識しております。

また、このことと併せて、急激に変化していく社会情勢を見据え、挑戦・創造していく人材を育成していく必要がございます。そのために、学校教育課及び社会教育課の両課において、共通した理念として一貫した教育を展開してまいります。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 他人のことを思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、こういった3点を挙げていただきました。しかしながらその前にコロナ禍で行事の延期や中止。また、マスク着用による児童・生徒同志のフェイス to フェイス、顔を伺う事ができなかった3年間、先日も同僚議員より、コロナ脱却からのさまざまな質問があったかと思いますが、児童生徒の更なるコミュニケーション能力の低下に繋がってないか非常に心配であります。本日もこうやって見渡してみても、執行者側のほうでマスク取ってらっしゃいますのが、教育委員会と福祉課の方。これはこういった取組みというのも、僕も

学校に時々寄らせていただいて校長先生を筆頭にマスクをされてないのは児童生徒へのそういったこれからの対応もあるのかなと思いますけれども、基本理念の達成に向けた取組み、これをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、議員がご指摘されたとおり、各行事の中止やマスクの着用による影響は大きいものであったと捉えております。そのなかで先ほど申し上げた基本理念の達成を目指すための視点でございますけれども、昨日藤井議員からありました子どもたちの笑顔、これに関わって私3点申し上げましたけれども、学ぶ喜びがあること、それから意思疎通できること、そしてお互いが認め合えること、これらを重視することが大切であると考えております。

具体的な取組みについてですけれども、まずは日々の授業でございます。コロナ禍で失われたものを取り戻すという点では、たとえば児童生徒同士で伝え合う、いわゆる双方向のコミュニケーションを授業に取入れることが非常に有効であると考えております。ただこれはたとえば教師が単に指示をして、お互いに話し合いなさいというものではなくて、必然性のある場面を教師が意図的に仕組むということが重要となります。また現在町内3つの中学校区ごとにそれぞれの課題に応じた研究指定を受けておりまして、授業改善に向けた研究を進めております。その3つの中学校区に共通しているのは、まず児童生徒一人一人に応じた学習、それから主体的対話的で深い学び、そして教師の授業力の向上でございます。加えまして町教育委員会の取組みといたしまして、指導主事の学校訪問のバリエーション増やしまして、たとえば日常的な授業改善の支援をするなどのいわゆる伴走型支援も進めることにしております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 続きまして2問目の学校教育における5点の重点施策についてお伺いいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは2点目の「学校教育における5点の重点

施策とは」についてお答えいたします。まず、重点施策の1点目は、「児童生徒の学ぶ意欲を育て、確かな学力を付けること」でございます。

とりわけ、学習の基盤をなすツールとして日常的・効果的にICTを利活用し、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図ることを引き続き重視してまいります。

また、昨年度実施いたしました世羅高等学校の教諭を招聘した学力向上分析会、これを継続し授業改善を図る研修を強化することを通して、児童生徒の学力向上に繋げてまいります。

次に、重点施策の2点目は、「夢や志を育む教育活動を進め、豊かな心を育てること」でございます。施策の1つとして「輝くせらの学校文化発表会」がございましたが、今年度、4年ぶりに再開いたします。今年度の発表会からは、前回までの取組に加え、実行委員会に中学校生徒の参加を促すことを予定しております。教職員と共にアイデアを出し合い、運営主体の一員として主体的に取り組ませることを通して資質・能力のさらなる育成を図ってまいります。

続きまして、重点施策の3点目は、「健康づくりや体力づくりを進め、たくましく健やかな体を育てること」でございます。昨年度から学校教育課と社会教育課とが一体となり部活動地域移行に向けたプロジェクト会議を繰り返し実施いたしました。今年度は、そのプロジェクト会議で出た意見、内容をもとに「検討協議会」を設置し、地域移行に向けた具体策を研究してまいります。

次に、重点施策の4点目は、「郷土への誇りと国際感覚をもった人材を育成すること」でございます。コロナ感染拡大防止の観点から、ここ3年間中止せざるを得なかった「せらゆめトライアル・ウイーク」や「中学生海外研修」などを再開いたします。こうした取組等を通して、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせたり、他国の歴史・文化等に触れ、相互理解を深めさせたりすることを通して、キャリア教育や国際理解教育を推進してまいります。

最後に、重点施策の5点目は、「教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備すること」でございます。教職員が「子供と向き合う時間」がもてるよう、引き続き時程や行事等の精選を行ったり、教職員自ら健康管理を意識したスケジュール管理を実施したりすることで、働き方改革をさらに推進できるよう、校長会

議及び研修等を通じて指導・助言してまいります。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 5点の重点施策の内、輝くせらの学校文化発表会が4年ぶりに開催されるとご答弁をいただいたところでございます。この発表会は一度に町内の小・中学校の発表がみられ素晴らしい取組みであると期待をしております。先ほどお話しいただいたなかに、実行委員会に中学生生徒の参加を促すというご答弁ありましたけれども、具体的な内容をお伺いいたします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは輝くせらの学校文化発表会、具体的内容ということでございますが、今年度は各中学校の生徒会を中心に相互に連携を図りながら主に文化発表会の運営を担わせていきたいと考えております。具体的にはこの文化発表会のプログラム作成や司会進行、また保護者や町民の皆様方の誘導等、そういったものが考えられます。

これまではですね、教師が考えた台詞を読むとか、また決められた仕事を手伝う、そういったものではなくて、生徒が主体的に担う、そのような取組みをしてまいりたいと考えております。ともすれば今後生徒を含めた実行委員会の中で、我々が考えている以上にもっと柔軟で多様なアイデアが出てくるのではないかなど期待もしているところでございます。そういった活動を通して、今まで多くの先輩方が築いてこられました文化発表会、これを更にですね、児童生徒が自分事として文化発表会を捉え、自分達で新たに作っていく、繋いでいく、そのような発表会にしていまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁の中に期待しておりました「中学生海外研修」も3年ぶりに再開とご答弁をいただいたところでございます。このニウ校との交流も事務レベルではたぶんされていると思うんですけれども実際に訪問するというのはほんとに3年ぶりということでございます。今一度、強い絆で結んでいかなければならない、このように考えるわけでありましてけれども、聞くところによ

れば、教育長もこの交流に参加されるということで、意気込みのほどお伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、議員おっしゃったとおり今年度は私も新教育長となったということで、団長としてハワイに8月18日から行く予定でございます。議員ご承知のとおり、昨年9月1日にハワイのニウ・バレー・ミドルスクールと改めて3年間姉妹校提携を結んでおります。この海外研修におきましては、英語での語学力を高め、グローバルな社会性や豊かなコミュニケーション力を向上させるといった本事業の目的を達成するために、今年度から対象学年及び応募資格者について少し変更いたしました。今年の中学校の第3学年を対象としまして、更に実用英語技能検定、いわゆる英検でございますけれども、英検3級以上の資格を所有する生徒、または令和5年度内に3級以上を受検する生徒と変更しております。研修を受講した生徒にはハワイに行った後ですけれども、帰国後に研修報告書を作成させるようにしております。その報告書をもとに各中学校において報告会を実施してもらい、同学年だけではなくてですね、下級生、今の1年生、2年生の生徒が英語等について更に学びを深めたいという意欲の向上、それから他国の歴史や文化について興味関心を高めてもらえると、そんな事業として継続させてまいりたいと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 1点、間口を狭めると、申込まれる方というのが減ってくる可能性がございますので、比較的誰でも手を挙げられ、この研修に参加できるような体系にしていただければと思っております。

引き続き5点目に教職員の力を最大限に発揮できる環境を整備するとございますけれども、現在、役場庁舎内、各課でも人事評価というのはされていると思っておりますけれども、学校現場において教職員の評価、人事評価、誰がどのように評価をするようになっていて、そうする事により、また力を最大限に発揮するための教職員のモチベーションアップに繋がっているのか、お伺いしたいと思います。なぜ、こういったことを聞くかと言いますと、私も8年ほど前はサラリー

マンを普通にしておりました。会社内でも勿論支店長であり、部長であり、そういった方が社員に対して人事評価をします。私もいい思い出がありません。数字的にはしっかり働いていたつもりですが、社内調査の中では意見を言うからでしょうが、あまり上司の評判が良くなく、まともな評価をしていただけなかったと当時私は思ったことがあります。そういったことはないと思いますけれども、教育委員会のほうではどのような評価をされているのか、お伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではお答えさせていただきます。議員ご承知だとは思いますが、広島県教育委員会では平成 15 年度、約 10 年以上前になりますが、自己申告による目標管理というのと、勤務評定、この 2 本を柱とした人事評価制度、これが導入されております。その評価は各学校の管理職、教育委員会で行います。具体的に申し上げますとこれは年間 3 回実施いたしまして、校内のすべての県費負担となる教職員と面談を実施し、学校長につきましては教育長と面談するということになっております。

先ほど内容についていろいろな情報も聞かせていただいたんですが、教職員としての内容としましては、年齢や経験に応じた声掛けや、悩み等、そういったものも共有させていただいたり、研修履歴ですね、過去のそれぞれの先生方の研修履歴、これらを活用して、目標を相互に設定したりするなど、個々の教職員に応じた、キャリア形成につながる、そういったことを主として面談をしております。そういった観点からモチベーション向上に今、努めていると。そういった話になろうかと思えます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） それでは 3 問目に入ります。社会教育における 4 点の重点施策についてお伺いいたします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 3 点目の「社会教育における 4 点の重点施策とは」についてお答えいたします。

まず、重点施策の1点目は、「豊かな知性を育む社会教育活動の推進」でございます。令和4年度から県のモデル事業実施館として、せら文化センターとせらにしタウンセンターが採択されました。参画型事業を通じた活動拠点化に向けて取組みを始めた所でございます。これらの取組みを始めとして町民の皆様の主体的活動の支援を行ってまいります。また、読書活動の推進につきましては、引き続き「くらしの中に本がある」をキーワードに、図書館司書を中心として、図書館の中にとどまらない活動を行うことで、町民の皆様が図書館を訪れ、読書活動を始めのきっかけとなるよう、取組の強化を図ってまいります。

次に、重点施策の2点目は、「文化・芸術活動の振興と文化財の保護・活用」でございます。ホールやギャラリーを活用したプロによる公演等の開催はもとより、町民の皆様への文化・芸術活動の支援を行ってまいります。また、文化財の調査研究を行い、大田庄歴史館や郷土民俗資料館での展示や講演会等を通じて、広く町民の皆様にご覧いただくことで保護啓発を図ってまいります。

続きまして、重点施策の3点目は「関係団体との連携によるスポーツと体力づくりの推進」でございます。学校教育課の重点施策にもありましたように、昨年度から学校教育課と社会教育課とが一体となり部活動地域移行に向けたプロジェクト会議を繰り返し実施してまいりました。社会教育課といたしましては、今まで行ってまいりました生涯スポーツの普及や競技スポーツの振興、団体の活動支援を行うとともに、この地域移行に向けて団体と指導者の育成を図るため、関係団体に指導者資格の取得の推進や研修機会の提供等を行ってまいります。

最後に、重点施策の4点目は、「家庭・社会の教育力の向上を図ること」でございます。活動支援ボランティアの養成講座の実施等により、ファシリテーターとして活動いただける方が少しずつではありますが増えてきております。PTAなどの活動も再開されてきつつある中で、ファシリテーターの方々による講座やオンラインを含めた研修機会の提供を行ってまいりたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 図書館運営や文化財の保護、またスポーツと体力づくりを推進し「町民1人1運動・1スポーツ参加の促進」と、これは町の政策にもございますけれども、そして家庭・社会の教育力の向上を図ると4点の重点施策をご

ご答弁いただきました、4点目の活動支援ボランティア養成講座の実施によりファシリテーター、これ司会者ですよね、こうしたものを増やしていると。その方々の講座を開く。これ具体的にどのような内容なのかお伺いいたします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。活動支援ボランティア講座というものが広島県の協力によりまして実施をしております。この講座を2回受講していただいた方には県が認定するファシリテーターという形での資格証が交付されるということになっております。この資格証を取得された町内の方々がお集りになって、「Pクラブせら」という団体を作られておりまして、PTAでありますとか、子育て広場等々へ出向かれて親プロと言われる学習プログラムを研修ということでされています。

ここ数年コロナ感染症拡大の影響もありまして出向く機会というのが非常に減っておったんでございますが、このシリテーターの方々はそういったなかでも幾度となく集まられて自身の研修を重ねてこられております。実は先週の金曜日、6月2日にも町内の保育所ですとか、PTA、そういった代表の方にこの講座を体験をいただきまして、こういったことの活動が学校であるとか、そういったなかでも取入れていただくようにというPRを行ったところでございます。社会教育課といたしましては、そういったさまざまな場面を活用しまして、講座内容を知っていただく取組みを行うことで、是非ともこの会の活躍の場を広げていきたいというふうに思っております。ファシリテーター、先ほど言われましたように司会者でございますので、答えがないといえますか、お互い集まった参加者がいろんな意見を出せるように誘導すると言いますか、そういった間を取り持っていくという役目になる方々でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 個々のスキルアップに向けた、そういった司会者養成というのは大変いい試みだと思いますので、是非進めていただきたいと思いますが、今回ご答弁にありませんでしたけれども、重点施策のなかにいつも書かれております、放課後子ども教室の運営支援に取り組むというのがあります。放課

後子ども教室、これについてお伺いいたします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 放課後子ども教室と言いますのは、文部科学省の所管になる事業でございます、子どもの居場所づくり、またそこに地域の方々の参画を得てさまざまな活動を行うということが趣旨で行われるものでございます。現在世羅町におきましては、統合前の小学校単位、いわゆる自治センター単位をベースにしまして、この教室を開催をいただいております。すべての地域ではございませんけれども、活動をいただいております。基本は居場所づくりでございますので、何か変わった活動をするとか、そういったことではありませんけれども、そのなかに地域の方に参画をいただくというのがひとつの特徴となっている事業でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） こうした社会教育課が所管の放課後子ども教室、先ほどご答弁いただきましたけれども、子育て支援課が所管しております放課後児童クラブ、この違いというのはどういったところにあるのか。そして放課後子ども教室と児童クラブ、将来的な考え方というのはどのような考えがあるのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えをいたします。社会教育課が所管しております先ほど来の放課後子ども教室でございますが、こちらにつきましてはすべての児童が対象として行われるものでございます。また先ほども申しましたように、安心安全な子どもの居場所を設ける中で、地域の方々参画を得てさまざまな活動を行うということが趣旨で行われるものでございます。

一方で子育て支援課で所管で行われております放課後児童クラブにつきましては放課後等に保護者が就労等で家庭に不在の児童というものが対象。対象児童に限られるところが大きな違いでございます。議員おっしゃいますように放課後子ども教室と、放課後児童クラブの将来的な考え方と申しますか、国におき

ましてこの2つの事業を一体的、または連携して実施する総合的な放課後対策として、放課後子どもプランというものを推進するということが言われております。そのなかで市町村においても小学校区単位の実施計画を盛り込んだ実施計画の策定に努めるようにといった基本的な考え方が示されているとことごとございます。しかしながら世羅町におきまして実施されている放課後こども教室と申しますのが、先ほど申しましたように学校区単位ではなく、もう少し小さい単位で行われているということ。また年間を通じて実施されている地域もあれば、長期休業中のみに限定して実施されている地域。また地域行事のスケジュールに合わせて行われているものとさまざまございます。何より地域の方々の参画、協力といったものを得て実施されているということがありますので、国が進める推進プランに合わせた総合的な実施を進めていくというのは合致しない部分がある。課題が非常に多いというふうに考えております。そういった状況でございますので、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、それぞれの事業を進めていく中で、連携ができる場面の設定を、以前も合同で行事を行うとか、そういったことはしたことはあるんですが、そういったことを進めてまいりたいと今現状では考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町の単位でそれを判断していくというの非常に難しいところなのかなと思います。所管が文科省であり、また厚労省でありといったような所管も違ってきたりもございまして、私が申したいのはダブルスタンダードじゃなくて、同じことをされているのであればまとめる必要があるということも思ったんですけども、趣旨が違うということであればそれは継続して行っていくべきだと思います。

4点目の新教育長が考える世羅教育とは。お伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 4点目の「新教育長が考える世羅教育とは」についてお答えいたします。

まず、昭和の時代から、世羅郡の教育は、「世羅教育」と呼ばれ、県内外にお

いて高く評価されてきました。

これは各学校の実態や特色に応じて研究教科及び領域を定め、目標・ねらいを達成するための教材研究を深く追究し、繰り返し実践を積み重ねてきた歴史があり、広島県内の教育をリードする存在であったと認識しております。

その中で、現在の「世羅教育」とは何かと問われれば、次の3点であると考えております。1点目は「授業へのこだわり」、2点目は「ふるさと教育の推進」、3点目は「特別支援教育の視点を生かす」という点でございます。

1点目の「授業へのこだわり」と申しますのは、やはり、学校教育の基本は、授業と考えるからでございます。授業の質を高めていくことが、学校教育活動全体の質の向上に繋がるものと考えております。

2点目の「ふるさと教育の推進」でございますが、議員ご承知のとおり、世羅町は、自然環境、文化財、産業及び歴史的価値など学ぶべき要素が豊富であり多岐に渡ります。昨年度からスタートいたしましたコミュニティ・スクールを生かし、地域の方々が持つ力から学び、学社一体となった取組を推進してまいります。また、世羅高等学校との連携も継続、強化してまいります。

最後に、3点目の「特別支援教育の視点を生かすこと」についてでございますが、この視点につきましては、本町全ての小中学校において重視しております。特別支援学級に在籍している子供達のみならず、通常学級等、全ての子供達にとって大切で、有効な視点であると考えております。

また、このことは、本町の小中学校における課題の1つでもあります不登校等の児童生徒対応にも資するべき内容であると捉えております。

以上の3点を重視するとともに、これまで諸先輩方、多くの先人の方々が紡いできた「世羅教育」を、さらに推進、発展させてまいり所存でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 3点「授業へのこだわり」「ふるさと教育の推進」そして3点目に「特別支援教育の視点を生かす」とご答弁いただきました、近年特別支援学級に在籍する児童・生徒が増えきている現状ではございます。これは重要なことであると考えますけれども、きめ細やかな対応が必要となってきます。

そこで国が定める「学校編成標準法」では1学級、当時ちょっと私、質問させ

てもらったことがあるんですが、当時 40 名だったかなと思うんですが、現在は 35 名を標準としておりますけれども、町は統合時に、1 学級 30 人までが望ましい、30 人を超える場合は 2 学級とするよう強く要望があったと伺っております。勿論、県の加配措置はなく、財源は町の一般財源であります。早間教育長はいかがお考えか。

この事は 1 期目の最後の一般質問において前松浦教育長にもお尋ねをいたしました。教科書通りの答えしか返らず、少し残念に思ったところがございます。子どもたちに手厚い世羅教育とは何か。改めて新教育長にお伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 高橋議員の子どもたちに手厚い世羅教育を実現してほしいという思いを改めて受止めさせていただきました。現在法律の一部改正により、先ほども申し上げられましたように、広島県では令和 7 年度までに小学校の全学年の 35 人学級が実現予定でございます。ただ特に小学校低学年では 1 学級あたりの児童数が 35 人でも多いと感じております。ひとりひとりへの目配りやきめ細かい指導ができづらいということは 3 月まで学校現場におりました私自身も感じてまいりました。しかし、町が独自に本務者を措置することは現実的には難しいと考えます。

そこで会計年度任用職員の配置によりまして、複数体制で授業を進めることや、それから学級担任と専科の教員が分担して学級を 2 つに分けまして、少人数でのいわゆる習熟度別授業、習熟度別指導を取り入れるなど、今ある人材と教育資源を最大限活用していくことできめ細かい教育ができるよう工夫を進めているところでございます。

なお児童数につきましては、今年度の世羅町内 4 つの小学校の現状を申し上げますと、32 人のクラスがひとつございます。ただそれ以外はすべて 30 人以下となっております。いずれにしても児童生徒、それから保護者のニーズを把握すると共に、特別支援教育の視点を踏まえた教育の充実を図りまして、議員ご指摘の子どもに手厚い世羅教育、これが実現できますよう今後も研究を進めてまいります。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 早間教育長にこれからの世羅教育において財源がない。しかしこうあったほうがいいと思われることがあれば思い切って町長にご相談し、財源をつけてください。やはり子どもたちは宝でございます。しっかりとそれは意見、財源がないからと言うので、踏みとどまるのではなく、教育長としてしっかりと町長に物申してください。

最後に、先程教育長よりご答弁いただきましたお言葉を引用させていただきますが、「これまで諸先輩方、多くの先人の方々が紡いできた世羅教育、これを更に推進、発展させていただきたいとこちらから逆に教育長にエールを送りたいと思います。この一般質問を終わらせていただきます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、おっしゃいました高橋議員のエール、感謝して受止めたいと思います。議員をはじめとしまして、町民の皆様が願っておられる世羅教育の充実発展に向けまして私も教育委員会教育長として旗を振り、各学校がどの方向に進めばよいのかということを確認にいたしまして、世羅教育の発展充実に向けて努力していきたいと思っております。

○議長（米重典子） 次に「箱物行政に警鐘を！自治センター整備はいかに」  
1番 高橋 公時 議員。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 2項目目 「箱物行政に警鐘を！自治センター整備はいかに」

これからの地域自治の在り方について、町長がどのように考え運営していくつもりなのか。自治センターの考え方についてお伺いいたします。冒頭の挨拶でも申し上げたように住民の要望は無限であります。しかし財源には限度があります。地域要望であれば、費用は考えないのか。整備するなどは言っておりません。地域の実情に見合った安全な場所、立地に将来的に人口動態も考えた自治

センター整備にならなければならない、このように考えております。公平公正な地域自治運営と議会の意思をどのように捉えているのかお伺いいたします。

1 番目として山福田自治センター整備計画と将来像についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋公時議員の2問目でございます「箱物行政に警笛を。自治センター整備はいかに」についてお答えをさせていただきます。

今後の自治の在り方についてでございますけれども、昨日も申し上げたと思っておりますけれども、今、現状ある13の自治センターでのさまざまな取組みにはですね、頭が下がる思いでございますし、現状今の段階で、どの自治センター同士をですね、効率だけのために一緒にするというのはなかなかこれは難しい。行政からというのは難しいと思っております。

整備の流れでございますけれども、今回、山福田自治センター整備計画、また将来像についてご質問をいただいたところでございます。

これは4月27日にご報告をさせていただいておりますとおり、獲得に向け手続きを進めておりました農林水産省の補助金について、4月25日付けで割当内示をいただいたところでございます。そのことによって今回の提案をさせていただいておりますが、この事業費につきましては設計、単価更正を行ってございます。これまでも議員各位からですね、面積等についても危惧されるということもございました。当初であればですね、現状の面積より少し広めの既存のですね、自治センターより広く要望等もございました。もともとこの自治センター整備の以前からですね、建物が狭隘、また活用に便利が悪いということをおっしゃっていました。これは耐震が出て来る前のことでもございまして、増設等もいろいろと計画をしましたが、現状の建物では増設には至らないという結果に至り、地域に対してお答えをしたところでございました。しかしながら、地震等、いわゆる大震災等が起きた現状もあり、耐震診断等もそれ以後されてきたわけでもございます。地域要望から出ました是非とも新設をお願いしたいという要望。なおかつ老朽化して危険建物となっておりました山福田小学校をどうにかしなくてはいけないという気持ちの中でですね、その場所に自治センター移転ということの流

れもですね、地域との話し合いをさせていただいたところでございます。

議員おっしゃるとおりですね、あそこが果たして安全な場所なのかという御意見もたくさんいただきました。広島県、いわゆる河川の関係ともいろいろ協議をこれまでもしてまいりましたけれども、そういったところを安全に確保できるという観点でですね、進めている状況ではございます。工事費と設計監理費の合計につきましてはいろいろとお示ししましたように、1億9,351万4千円から1億7,854万4千円と致しまして、1,497万円の減額となったところでございます。

これについて過去においても屋根の部分であったり、舗装部分であったり、そういったところをですね、少しずつ現状必要な部分だけに、いわゆる工事を見直しをさせていただいた現状もございますし、倉庫等についてももう少し集約できないかということですね、議会からのご提案もありました。そういったところを踏まえてですね、過大な予算とならないように、地域としっかり協議を重ねて現在の内容に整理してきたところでございます。

町といたしましては、世羅町第2次長期総合計画にも掲げておりますとおり、自治センターという建物を、住民の主体的な地域づくり活動の拠点施設と位置づけるなかで、引き続き、各それぞれの住民自治組織におきます地域づくり活動をけん引する役目を担っていただけるように支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっとおさらいとしまして、現在の13地区の自治センターの現状をお話させていただいて質問入りしたいと思いますけれども、旧世羅西地区でありましたら今2自治センター、小国、津名が新築移転をしております。黒川自治センターに関しては改築という形で今現在やっております。山福田は今回提案いただいた新築移転。3つ目の新築移転です。旧世羅町においては大田、津久志が新築移転ということでございます。あとの西大田、大見に関しましては、学校跡地を自治センターとして利用しております。甲山地区においてはすべてが改築でございます。新築は1個もありません。これが現状です。

建築工事、監理費、合計全体が1億9,351万円から1億7,854万円となり、

1,497万円、1500万円減額になったと。事業費総額としては2億2400万から2億914万。この1500万円、何がどう減額になったのかお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは事業費の減額についてお答えいたします。当初の予算編成段階におきましては、発注時期の建築資材価格及び労務単価につきまして近年の価格高騰が続いていることを考慮いたしまして、その時点の設計価格に資材価格及び労務家格の単価高騰分、これは上振れた場合を想定して見込んでおりましたが、このたび現時点での単価更正を行った結果としまして、1497万円の減額となったものでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ということはですよ。現実、内容は何も変わってないということでございます。次に危険とされる河川の整備費用は事業費に含まれておりますか、含まれておりませんか。この点についてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 建設予定地に隣接しております溝熊川は広島県が管理する河川でございます。令和3年度におきまして左岸側の護岸の嵩上げを広島県において実施していただいたところでございます。今回の事業費のなかに護岸整備にかかる費用は計上しておりませんが、これまでの溝熊川の水位上昇を踏まえ、整備予定しております自治センターの床の高さを現在整備されている左岸の護岸の天端より34cmほど高くすることでより水害に強い施設となるよう計画しているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） これは本当に危険なところでございますので、こうした工事は県にしっかり要望してやっていただきたいと思います。平たく言えば含まれてないということですね、これは。費用に含まれてないと。2億914万円とは別だということですね。明日の本会議において辺地にかかる総合整備計画の議

案の提出があります。資材高騰になる前の事業費は1億6500万円です。一度提案されたのが2億2400万円、そのあと2億900万円になりましたけれども、当初は1億6500万円、これ実際価格高騰で4500万円、内容は全く一緒です。4500万円高くなっています。このときね、特定財源で1000万円入れてます。これつくつかないかわからないものを計上している。こういうことをやってはいけないと議会からも注意を受けたところでございます。実際のところ6000万円の予算がついたとしても、当初1000万見込んでおりましたから、5000万、5000万は当初計画よりは補助がついたと。しかしね、4500万高くなっているんですよ。5000万ついたからと言って差し引きしてくださいよ。500万ですよ。たったの。たったの500万ですよ。6000万ついた、6000万ついたと、そこばかり誇張しますけれども、結果蓋を開けたら500万しか変わらないじゃないですか。理解とすればそういうことですよね。それちょっと1回確認しておきます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。今、議員ご指摘いただきましたように、実際のところは価格高騰分に財源があたったというお考えでいいかと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 事業費の内訳として1億4920万円は一般財源を充てなければなりませんけれども、一般財源として有利な起債、これを辺地対策事業債を活用し、これ辺地を借りるとしても借金として借りるわけなんですよ。当初1億4600万円、これ明日提案されますけれども、2000万円増えて1億4800万円にまた上がります、これ。そういう感じ。2000万円増えるということによろしいでしょうか。財政課に聞きたいんですけれども、この辺地対策事業債の起債の充当率と返還方法、これも併せてお伺いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。一般財源起債ベースで2000万円ではなくて、200万円の増額となっているのはまちがないかというところでご

ざいますが、確かに当初計画と比較をしますと 200 万円の起債部分は増額になってはおりますが、当初計画の一般財源と一般財源の内の起債の部分を差し引きをさせていただきますと、実質そのときに純粋に出る一般財源が 900 万円、当初計画が 900 万円で、現在の計画では 110 万余に減額にはなっておるところでございます。ですから起債対象部分が増えて一般財源部分を圧縮できたといふところでございます。

○財政課長（矢崎克生） はい、議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 辺地債の起債の充当率及び返還方法についてお答えします。充当率につきましては、辺地債 100%でございます。償還期間につきましては基準が 10 年間の償還となり、その内、最初の 2 年間据置き期間となっております。

○1 番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 引き続き財政課にお伺いしますが、実際にこれを借入れた後、1 億 4800 万円、

○議長（米重典子） 高橋議員、明日の補正予算の質疑もありますので、あまり今回は自治センターの整備計画と将来像についてということですので、補正予算がらみにつきましては、明日の補正予算のところで質疑をしていただければと思います。

○1 番（高橋公時） 議長、何を言っているんですか。質問最後まで聞いてくださいよ。おかしいこと聞いてますか。1 億 4800 万円のいくらが地方交付税によって算定されるのかと聞くのに、何がまずいんですか。明日のあれとは関係ない。明日も聞きますよ。同じように。何を議長は制止するんですか。私の一般質問に。毎回、毎回そういうことされますよね。

○議長（米重典子） 内容についてお聞きしたんです。

○1 番（高橋公時） 何か私が質問する事に不備がありましたか、今。何かおかしいところがありますか。議長、何か議事おかしいですよ。毎回、毎回言いますが。何かおかしいこと聞きましたか。もう 1 回聞きますよ。

○議長（米重典子） この中身についてでよろしいんですね。

○1番（高橋公時） 実際に借入れた後、1億4800万円がいくら地方交付税に算定されるのかと聞いているんですよ。何か問題がありますか、これが。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。今回山福田自治センターの整備にかかります辺地債につきましては、令和3年度に資料館の解体工事等行い、今回6月補正におきまして、整備事業費を提案させていただきますが、それらにかかります事業全体としての辺地債総額が1億4800万円となっております。この辺地債の交付税措置、これは基準財政需要額への加算額となりますが、80%ということで、起債の中では最も有利なものであり、先ほど申し述べましたとおり償還期間の10年間、毎年度支払をします元利償還金の80%をそれぞれの年度において普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に加算しております。この借入れ額ベースにおきまして辺地債の交付税措置額を計算しますと、事業全体としまして借り入れ予定額、1億4800万円に対しまして、交付税措置として80%つきますので、1億1840万円が、各償還年度のですね、基準財政需要額に加算されるものでございます。

また普通交付税につきましては、基準財政需要額のみで計算されるものではなく、基準財政需要額か自治体の標準的な税収入等の一定割合により算定されました基準財政収入額を差し引いた際に一般財源の財源不足が生じれば普通交付税が交付されるというものでございます。

本町におきましては毎年度基準財政需要額の7割程度、これは自治体によって異なります。1割のところもあれば、10割以上となり普通交付税が交付されないところもございます。本町におきましては7割程度、需要額の7割程度が財源不足額となっております、これが普通交付税として交付されているものでございます。基準財政需要額のどの経費から基準財政収入額を差し引くというルールについてはございません。総額同士で差し引いて交付税を算定するというふうになっております。このため、仮にですね、基準財政需要額のどの経費に対してもその70%程度が普通交付税として交付されると仮定して計算すると、辺地債の普通交付税相当額につきましては事業全体におきまして借入予定額1億4800万円、交付税措置がその80%で1億1840万円、普通交付税の総統額は

仮に 70%とすると 8288 万円となる計算となります。いずれにおきましても辺地債につきましては、交付税措置ベース、普通交付税ベースのどちらにおきましても、最も有利な起債であるということにはまちがいございません。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 最も有利な起債であることはまちがいありませんけれども、再度お伺いします。この 1 億 4800 万円がもうみやすく聞きますよ。1 億 4800 万円が 8 割の交付税措置されるとすれば、先ほどご答弁いただきました 1 億 1480 万円が世羅町に返ってくるのか。このことなんです。今、いただいている地方交付税、これに上乘せされる、上乘せされると言いますけれども、満額上乘せないですよ。今もらっている分が削られてそこがあがってくるということですから、今もらっている分は削られていくわけなんです。ですから、満額返る、満額返る。うそではないですけども、ほかが減らされるんですよ。そういう考えでよろしいのか。財政課長、もう一度お伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。仮にとということで先ほどすべての経費において 70%程度が普通交付税として交付されると申しましたが、申しましたとおり、どの経費から収入額を差し引くというルールはございません。これにつきまして、収入額自体が変わらなければそもそもですね、その分辺地債で加算されます 80%の交付税措置額自体がそのまま加算されるという認識でもまちがった考えではないかと考えております。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 質問を変えます。現在の山福田地区の人口及び振興会の加入率をお伺いいたします。併せて津名地区ではあるが、山福田自治センターを利用されている方は何名いらっしゃるのか、併せてお伺いいたします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えいたします。山福田の人口、また篠村地区だと

と思いますが、ここの人口、併せて振興会の加入率のご質問と承りました。山福田地区の人口令和5年4月30日現在でございます。259人でございます。山福田地区の振興会への世帯加入率につきましては、76.4%が加入をされております。また大字長田の篠村地区でございますが、人口、これも令和5年4月30日現在でございますが、40名でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 確認のためもう一度お伺いいたします。259名の76%ということは190数名となります。プラス篠村の方が利用されている。このような考えでよろしいのか、お伺いいたします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをさせていただきます。振興会の加入につきましては、人口ではなく世帯でやっておりますので、先ほど申しあげました76.4%につきましては148世帯中113世帯のご家庭でご加入をいただいている計算でございます。人口については把握をしてございません。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 大きな違いは出ないかと思いますが、数人はそれなら増える可能性はあるかと思っております。先ほどお伺いした人口で総事業費2億1000万近い自治センターは妥当である、このようにお考えかお伺いいたします。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。この案件につきましては、説明をずっとさせてきていただいておりますが、規模、また建設場所については妥当であると考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） これまで議会において何度か否決をされております。たとえば前議会では修正案の提出がありまして、設計の減額がされました。このとき

は議長を除く 13 人の議員。9 人の反対があったところであります。町はこのことをどのように受け止めているのか。また直近では 3 月の当初予算で辺地にかかる総合整備計画が否決されました。町は提出をストップしました。提案しませんでした。こうした議会の意思を町長、どのように受け止めておりますか。この山福田地区の自治センターが大事というのはわかります。造るなどとは言っていないです。町長のお膝元でもあるというのもよく理解しております。しかし、それとこれは一緒じゃないですよ。やはり公平公正な人口に見合ったものを造る。これが鉄則ではないかと思えます。町長、この 2 度の否決に対して町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議員おっしゃられますように、前議会において予算の修正案が出ました。このときのご発言を鮮明にはではないですが、覚えているなかではですね、いわゆるこういった建物をするときに予算についても、また面積についても今後の自治運営にしてもいろいろよくよく熟考するべきであるということで議員提案が起こったわけでございます。そのときにはですね、430 m<sup>2</sup>程度ですね、ある程度図面ができ上がっておりましたけれども、これでは大きすぎるのではないかという声も一部出てきたと思えますし、予算についてどうなのかといったところもいろいろと出てきたと思えます。当時ですね、その部分で設計は予備設計に、基本設計になりますので、まず設計は許してやろうということであったと思えます。そのなかでいろいろと担当課において議会に説明を申し上げるなかでですね、さまざまに 30 年災等々の流れもありまして、地域とのいろいろ協議もですね、なかなか一端どうすべきかという部分がですね、地域でお話があったように思います。そのなかでどうしても今ある自治センターが危険な建物であるというのは変わりはない。ですから今の自治センターと同等のものをという要望のなかでですね、辺地債を活用する意味において校舎をこかすこと自体が辺地債と一体でございますので、その予算も含めて、是非そこに建てるということを議会としてはこかすのを認めていただいた。ただこれは今は全部自主財源でこかしているということです。今後この辺地債を認めていただければ先ほど財政課が言ったようにですね、辺地の財源を持って充てることができま

す。約 3000 万近いお金をつかって今、こかしてございますけれども、そういったところへもお金に対応できるといったところですね、前向きにいろいろな点を考えてきました。先般も辺地債の流れのなかではこの物価高騰というところが皆様方のところですね、先ほど議員申されましたように 6000 万も上がるのかというような声はですね、聞こえてきました。こんなにたくさん上がるのであれば、もう一度熟考しろということを私どももですね、やはり頭に入れ、当初予算からはずさせていただいたところがございます。昨日申し上げましたように、本来ならその 1 年前、物価高騰前にですね、当初予算に組んでですね、進めていきたかった旨はあるわけでございますけれども、国の補助がつくことが一番前提であるということも踏まえてですね、どうしても県を通して国へ、農政局も通したんですけども、そこで 6000 万以上の、6200 何万、当初はですね、もっと金額を多目にみていた部分もありましたので、そういったところはつくつかないか、ぎりぎりのラインというところは見えてきました。そうすると当初予算には挙げられないのではないかとということもあってですね、補正予算としてですね、補助金がつけばご提案させていただく予定にはしてございました。しかしそれがつかなかったということで 1 年間またお待ちいただいたような状況でもございます。今回、そういった有利な起債と含めてですね、かなり町にとって大きな予算がつくということにもなります。是非とも金額、人口、そこら辺ですね、いろいろ熟考もいただいたとは思いますが、やはり人口が少ないところだから建てないというものではなくてですね、地域の拠り所として議会もこの自治センターの住民の方々、一部の方々という表現ではないと思います。この地域の方々の思いをですね、しっかり汲んでいただいご判断いただければと思っているところでございます。

○ 1 番（高橋公時） 議長。

○ 議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○ 1 番（高橋公時） まるで辺地を借りればただにでもなると言わんばかりの発言をされましたけれども、借金は借金ですよ。よく考えてください。借金は借金です。返さなければなりません。満額つかないと言ってますでしょ。何回も。それと先ほど企画課のほうにもご質問しましたけれども、町長はこの金額、250 名プラス篠村の方を合わせた人数構成の中での 2 億 900 万は妥当だと思います

か。もし妥当だと思われるのなら、まだ整備もされていない甲山地区 1 か所残っておりますよね。中央地区が。ここも川尻、また東上原を合わせましたら約 800 人程度ですか。そこまでいないかもしれませんが同じ自治センター要望出たときに断れませんよ。きちっと新築移転されますよね。ほかの地区も申し訳ない、自治区ではないですが、避難できない神崎地区。川より向こうは危険だと、常から何度も町長に申し上げます。ここも総勢西神崎、東神崎合わせたら 1,000 人います。ここにも避難所、これも造ってくださいよ。不公平ですよ。250 人の自治は自治として取り扱い、すべてのものを造る。しかしほかの地域には全くそれをしないというのは不公平ですよ。きちっとそこら辺は頭にありますか。お伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 自治センターの在り方についていろいろとご質問いただくなかですね、整備ができてないというより、先ほど言われました中央地区についてはですね、耐震ができているという部分で地域といろいろと協議をさせていただきました。そのなかで一部改修を行っているところでございます。地域の方としてもですね、今後においてその建物について狭隘、またさまざまですね、あそこも今後発展性のある地域でもございます。そういった取組みと併せて地域要望についても、いろいろとお話し合いができるのであればですね、将来的な構想も含めて協議をさせていただければと思います。また言われました神崎地域のことです。河川があるがゆえに避難ができないという地域は結構あります。そのなかでもやはり神崎については、私も過去いろいろとお話しをさせていただいたこともあります。会館についてですね、やはりどうしても古いものであるし、狭隘なところもある。使い便利が悪いというような声も聞いております。一部ですね、私も声を挙げたんですが、消防関係がですね、いつか池田と寺町、そういった部分もですね、3つを1つにして消防施設を造らせていただいたこともございます。あそこの神崎から周辺地域含めてですね、安全な場所という感覚でいろいろと神崎方面にそういったコラボした建物でやるような考えはどうですかねというひとつご提案も地域の方に申し上げました。これは将来的に地域でも立地もありますし、その運営にもどうしていくかというのがあります。そ

ういったところもですね、きめ細やかにいろいろと話もさせていただきたいと思っております。人口規模で予算と言われましたけれども、そうすると辺地という感覚はいわゆる公共施設と、また民間による大きな事業所等がない場所ということになります。いわゆる生活利便性がかなり周辺部にあって厳しい場所ということです。昨日申し上げましたように、いろんな公共施設、活用するのであればですね、やはり遠方であるので交通手段もありますし、そういった使用回数にしてもですね、距離が遠方のために活用できてない方も縷々いらっしゃると思います。地域拠点というのは健康づくり事業、特にサロン事業であったり、また地域のですね、いろんなお話し合い。昨日申し上げましたように運動体育の関係、さまざまにですね、そこに寄っているいろんな方が集えて、いろんなお話し合いができて、また選挙等でも活用させていただいておりますけれども、そういった流れも全部汲む中でですね、地域拠点は必要であるという考え方を設けております。特に山福田地域の方、周辺整備、泥でほとんどできていますので、草刈には大変なご苦労をかけております。これはほんと見るなかで地域の方が皆、寄っていただいて何度も何度もそういった草刈り、また整備等々していただいている姿を見てきております。私は津名地区の管轄ではございますけれども、近所にあるということで、そういった地域の草刈等みるなかにボランティア精神がすごくある地域だというふうに思っております。そういった地域をしっかりと応援する意味でそういった関係人口、いわゆる 259 名だけのためじゃない。関係人口をしっかりと設ける場所としてやるんだという意気込みで町も応援してございますので、そこをしっかりとですね、把握したなかで進めていきたいと思っております。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 大変申し訳ありませんがね、大田地区だってそういった精神を持っております。先般も榎橋しっかり草刈りさせていただきました。どの地域もね、そういった奥田町長山福田だけじゃないですよ。しっかり地域のことを思ってやっているのはその地域だけじゃないと。そこを嵩にかけないでください。現在あります山福田地区の体育館、これはどのように今、使われておりますか。今後それはどうする予定なのか、お伺いします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。山福田体育館でございますが、現在は一時閉鎖をさせていただいている状況でございます。これは、体育館のトイレの合併浄化槽が元の校舎のものと一体となっておったということで、トイレが使用できない状況にあるということで、地元の方のご理解をいただいたうえで今は一旦閉めさせていただいている状況でございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ちょっとお伺いします。仮設のトイレかなんかをつけてあげて体育館の利用はできるわけでございますよね。1年間閉めておくのはどういことですか。利用がないということですか。お伺いします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。当初、自治センターの移転に併せまして、浄化槽を一体のものとしてということの計画という事で、地元のほうも閉めるということ、一旦休止するということに対してご理解をいただいたところでございますので、今後の状況によりましては、仮設トイレ、そういったことも検討していく考えではおります。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） そりゃ、検討して使うのであれば、検討していただくのは勿論ですが、1年間、利用がない。別に使わなくても差し支えないというのであれば、また体育館の利用等も考えなければいけないと思います。逆に言えば、新たに新築されるのであれば、体育館なんかも広間で使えますので、今の大集会室って言いますか、大きな発表会するような施設というのは今の体育館とドッキングして造ればいいじゃないですか。事務的な機能、またサロン、和室、こういったものは別に造るにしても、今のまた体育館もあり、使うか使わないかわからない。大集会室もありいうて、同じようなものを何個も何個も造るような格好なんですよ。もうひとつ聞きます。今の避難所の機能として昨日もちょっとやってみましたけれども、3.6キロ先、これ正確に測ってみましたけれども、小国の自

治センター、またタウンセンターがありますよ。私もちょっと住民に言われました。大田地区、遠い所であれば池田のほうからでは6キロか6.5キロで大田自治センターへ来るわけですよ、皆さん。いくらでも避難とすれば、山福田地区は山超えればすぐですよ。私も何度も行って見ました。現場も行って見たし、タウンセンターからも、タウンセンターは車1台も止まってないですよ。この間行ったら。前回行ったときも1台も止まってなかったですよ。帰りがけにやっと地元の金融機関に寄るくらいの話で、十分に利用したらいいじゃないですか、今のタウンセンター。どう思われますか、町長。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） タウンセンターについて利用が少ないのではないかとということで、それを活用したらどうかということでございます。タウンセンターは社会教育課としてさまざまな利用いただいております。企画的なものもございませし、イベント、またさまざまな事業でですね、私が見る限りでは結構車が止まっている日がありますけれども、たまたま1台もなかったというのは寂しいかなと思っております。しかしながらあそこは結構活用いただいているものと思っておりますけれども、足りないのであれば、いろいろな事業もですね、タウンセンター行っていただけるようにいろんな方法考えていく必要があるのかなと思っております。大きなイベントと言いましても、キャパが300人ちょっとでございませるので、そのホール事業についてはですね、文化センターほどには人を集められない部分ございませけれども、活用については結構いろいろ頑張っていると思っております。ただ避難所運営するとなるとですね、やはりなかなか距離が短いという問題じゃないんだと思っております。やはり自分の地域の中で避難したいというお気持ちのほうが強くですね、前回でもなぜ小国に行かなくちゃいけないのかという地域からの声が出てまいりまして、避難はしたものの、近くにある工場へ避難されたというのがありますし、そういった地域の中でいろいろお考えいただきながらですね、結局車のなかで過ごしてしまう。建物の中へ入るのは嫌だったと。嫌だったというか、そういうこともお聞きしたもんでですね、なかなか辛い目にあっていた部分もございませ。あるから使えばいいという部分とはちょっと違うのかなと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） もうそのことはあきれてものが言えませんが、次行きます。黒川自治センター整備計画はいかに。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは2点目でございます。「黒川自治センター整備計画はいかに」のご質問にお答えをいたします。

黒川自治会から、令和2年12月に「黒川自治センター移転新築要望書」が町と議会に対し提出され、議会におかれましては令和3年6月議会において採択された状況でございます。

町といたしましては、黒川自治センターは耐震性の問題や土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に位置していることを考え、今後移転について検討していかなければならないと考えておるところでございます。

既存の施設の活用を念頭に、黒川自治会と意見交換の場を持ってきたところでございます。現在、最優先に考えるべき避難所としての機能など、町の考え、地域の考え、共に共有しながら、まずは黒川地区内においてしっかり議論し意見をまとめてほしいとお願いしている状況でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 自治センターイコール避難所という考え方をなくしてください。避難所は今ある施設、安心安全な場所を住民の皆様にお示しするよう町として務めていただきたい。黒川自治センターにおきましても、これまで要した修繕などの費用は約7000万円、無駄にならないよう、黒川自治会の皆様及び黒川地区住民全体が理解をし、進めていただきたいと思えます。

最後に我々議会は町民全体の代表として町政に対して意見を述べているわけであり、個人の感情や一部住民の要望のみを汲み上げていくわけにはいきません。公平公正な町政運営であり、安全安心な場所、立地に将来動態を見据え、人口に見合った自治センター建設を進めるよう、強く、強く、強く要望し、この提案内容では容認できないと申し述べ一般質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 提案は明日させていただきますので。ただ議員おっしゃいますようにですね、今後の自治の在り方についてですね、一石を投じていただいております。13 自治センターをどう枠組みを変えるのか。避難場所としてのマイトimelineの中でですね、地域外にある所へも避難できるような仕組み、そういったものをしっかり構築していけということであろうかと思えます。ただ現状においてはですね、やはり地域組織というのはそれぞれこれまで培ってきた長年の歴史がございまして、この黒川、山福田に関わらず、各地域ともですね、それぞれの団体の中で意思疎通をしっかりと図る中で事業運営を行っていただいている状況でございます。黒川における整備計画については現状今、自治会とですね、いろいろ話をする中で、自治会のお気持ちもいろいろあります。ただ一部の方の意見というものではなくてですね、やはり地域がまとまってこういうことをやっていこうということをお示しいただき、要望いただいているものと思っております。是非ともですね、その要望にあえるだけのですね、町としてもさまざまな支援ができる体制を持っていかねばならないと思っているところでございます。人の気持ちというものをしっかりと大切にする議会の精神、最初言っていただきました。一部の方というよりもですね、町民の方々さまざまな意見を集約するなかで議会としての判断をいただくものと思っております。町長も提案するほうでございますので、そういった気持ちを共に汲んでですね、強く、強く、強く発信しながら前向きにしていきたいと思えます。

○1 番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○1 番（高橋公時） 終わろうと思いましたがけれども、終わりません。奥田町長が手と手を結ぶよう、世羅西地区、今、山福田の方が小国に避難するのは難しいって、そういうことじゃないですよ。現にね、西日本豪雨のときでも大田地区の方、甲山に避難されてましたよ。ですから町にある公共施設、建物っていうのはどこを利用してもいいんです。そこを奥田町長が手を手をむすぶように住民に話掛けるのが町長の役目じゃないですか。再度お願いを申しておきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 避難所については先ほど申しあげましたように、マイタイムラインという流れですね、自分はどこに避難するのか。特に要支援者の方々の把握というのは自治会が持っておられます。そことの連携、いわゆる自主防災組織との連携も必要なかと思います。たとえば来られた方の名前も所在もわからない状況で受け入れるときにいろいろ混乱もあったように聞いてございますけれども、そうならないような体制づくりが必要なかと思います。どこ行ってもいいというのはそりゃ、わかります。ただどこへ行きたいかと言えば、やはり地元へ行きたいという声のほうが強いというふうに地域からも聞いてございます。これは今、西のほうばかりを言われましたけれども、これはどこの地域においてもですね、安全な避難路をきちっと確保してそこへ避難していただく。そして地域づくりにしてもお互いのこれまで子どもたちの顔を見て、高齢者同士がサロン等でそういった笑顔でできる地域づくりというものに繋げていければと考えているところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 地域の拠り所、サロン、こうしたものができるような自治センター機能と、何度も言ってます避難所の機能、これは分けて考えてください。分けて。同じ所もあっても構いませんが、基本分けて考えてください。非常に安全な所だけ同じような取扱いしていただいて構いません。しかし基本は分けて考えてください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 何度も申しますけれども、マイタイムラインというところで別に強制してその地域の施設に避難ということを行っているわけではございません。

○議長（米重典子） 以上で、1番 高橋 公時議員 の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時45分といたします。

-----

休 憩 10時30分

再 開 10時45分

-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、「デフリンピック支援と共生社会の推進を」 8番 松尾 陽子議員。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。

聴覚障がい者の五輪と呼ばれる「デフリンピック」の大会が、2025年に初めて日本で開催をされます。オリンピック同様に4年に1度、世界的規模で行われる聴覚障がい者のための競技大会で1924年の第1回大会から数えて、100周年目にあたる節目の大会となります。

昨年の2022年、ブラジルで行われたデフリンピックでは、コロナ禍でありながらも、73か国2,412人が参加をしました。日本選手は、陸上や水泳などを含め、過去最多のメダル30個、金12個、銀8個、銅10個を獲得しています。

開催計画では、音が聞こえる人とそうでない人とが共同して大会開催を実現していくことで、例えばスタートの合図や審判の声などを、目で見てわかる、視覚的に工夫するなど、コミュニケーションや情報のバリアフリーを推進し、一歩進んだ共生社会の姿を示していくとしています。

しかしながら、デフリンピック自体の認知度は低く、2021年に日本財団が調べたデフリンピックの認知度は16.3%。同じ調査でパラリンピックは97.9%です。パラリンピックでアスリートが挑戦する姿は、私達に多くの感動を与え、スポーツがこれほどまでに心を動かすのかと、再認識させてくれました。

そこで、デフリンピックが日本で開催されることを機に、デフスポーツやデフアスリートと繋がり、知ること、障がいに対する理解をより身近に考えることになり、多様性のある社会、共生社会を作り上げていく気運醸成になると考えます。

そこで障がい者がスポーツや芸術に取り組む環境や基盤整備についてお伺いいたします。

障害の有無や種類を問わず、参加できるスポーツやイベントを増やしていく気運は、地域の多様性を深めていくと考えます。聴覚障がいをはじめとして、障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備として、どのような取組をされているのでしょうか。お伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾陽子議員の「デフリンピック支援と共生社会の推進を」のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご紹介いただきました聴覚障害者の五輪と言われるデフリンピック東京開催でございます。2025年11月15日から26日まで駒沢オリンピック公園で行われるようになってございます。内容見させていただきますと全21競技ございまして、本当にたくさんの種目ございます。そのなかでも日本選手団の活躍もすばらしいということでご紹介いただきました。

1点目でございますように障がい者がスポーツや芸術に取り組む環境や基盤整備についてでございますけれども、本町では、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域生活支援事業を実施しております。昨年は、障害者社会参加支援事業としまして、「せらパラ2022」を10月に開催し、127人のご参加をいただいたところでございます。障害の有無や年齢等に関係なく参加できるスポーツの普及として、世羅町スポーツ推進委員の協力をいただきながら進めているところであります。

今年度におきましても、引き続き、協力いただいております世羅高生や障害者団体等と協議を進め、地域全体で取り組める活動としていきたいと考えております。

また、毎年あいサポートアート展といたしまして、障害のある方が創作をされました、感性豊かで創造のエネルギーあふれる芸術作品を、せらにシタウンセン

ター町民ギャラリーにおいて展示をしているところでございます。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 今、ご説明いただきました。「せらパラ 2022」というのは去年開催されたということですね。イベントとしてそのほかにされていることがありますでしょうか。

○ 福祉課長（小林英美） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（小林英美） お答えいたします。今、町長が答弁いたしましたとおり、地域生活支援事業といたしまして障害者の方の参加事業としまして「せらパラ 2022」を開催しているところでございます。

○ 議長（米重典子） ほかにはと言われております。

○ 福祉課長（小林英美） ほかには、すみません、資料を取り寄せておりませんので、申し訳ございません。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） ではその「せらパラ」についてお伺いしたいと思いますけれども、その「せらパラ」では去年ボッチャをされたというふうにお伺いしておりますけれども、障害の有無や年齢等に関係なく参加できるスポーツの普及として取組まれているとは思いますが、ボッチャ以外にまだ何か具体的にこれまで取組まれたようなものがありますか。

○ 社会教育課長（荻田静香） 議長。

○ 議長（米重典子） 社会教育課長。

○ 社会教育課長（荻田静香） まずスポーツといった観点でお答えをさせていただきます。世羅町スポーツ推進委員の皆様方が各地に研修に行かれまして、今まででありますと、ペタンクでありますとか、モルックといった競技も取組みをされてきておりますが、なかでも最近ではボッチャが一番幅広い方々に受け入れていただきやすい。また補助器具とかそういったものがなくても一緒にできるというようなこともありまして、今はボッチャを中心に推進をしておるといような状況でございます。ほかの競技につきましてもいわゆる生涯スポーツと言

われるものは競技性よりも、どちらかには誰もが楽しくできるというところに視点がおかれておりますので、たとえば競技のルールを変更する、変更すると言いますか、柔軟にするといったような形での対応をさせていただいているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） そういうふうにいるんな方と楽しめる、そういったものを工夫してくださっているということでもありますね。本当に重要なことだというふうに思います。

では次の質問に移らせていただきます。情報バリアフリーの推進についてお伺いをいたします。

昨年5月、国では障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というのが施行されました。本町でも障がいがあるなしにかかわらず、暮らしやすく、活躍できるまちづくりのためには、飲食店や公園、施設など、多くの町民が利用する場所においても、あらゆる情報のバリアフリーを推進していく積極的な取組みが重要であるというふうに考えます。現状の取組みとデフリンピックを見据えた今後の取組みについてお考えをお伺いいたします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 2点目の情報バリアフリーの推進についてでございますけども、すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するために、等しく情報取得でき、円滑な意思疎通が重要と考えております。聴覚または音声若しくは言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、世羅保健福祉センターでは、電子メモパッドを活用し、文字による情報により、窓口対応をする環境整備を行っております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 意思疎通のために世羅保健福祉センターでは電子メモパッドを利用しているというふうにありました。これは福祉センターのみの対応でしょうか。それともほかのところでもこういった対応はとられているんでしょうか。

うか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 現在のところは保健福祉センターのみとなっております。また障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されております。令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。町のホームページやパンフレット、また広報誌などにより普及啓発を行ってまいりたいと考えております。引き続き障害者への理解が進むよう働きかけてまいりたいと思っております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この電子メモパッド、たぶん有効だとは思いますが、聴覚障害者にとっては、生まれつき、先天的に耳が聞こえなかった場合、それから後天的に耳が聞こえなくなった場合、そういう大きく分けて2通りに分けられるかと思えます。後天的に耳が聞こえなくなった場合には電子メモパッドとか要約筆記とか、要するに文字で書いてお知らせすることはすごく有効なんですけれども、先天的に手話を第一言語として使っている方にとっては文字で考えるということがなかなか難しいことだということを当事者の方からお話しを伺いました。私もそれを知らなかったんですけれども、文字にして筆記でお伝えすればそれで済むのではないかなというふうに私自身も思っていました。でもそういうふうにお聞きをしたときに、手話が第一言語なんだと、私達にとっては。その第一言語である手話でなくて、文字で示された場合には要するに私達が外国語、英語を、しゃべられない英語を聞かされているのと同じような感覚になるんだということを教えていただきました。それは目からうろこの話だったんですけれども、だからそういう聴覚障害者にとっての手話という位置づけがすごく重いんだということをそこで知りました。私も考えてほしいなと思ったのは、手話という手段もお伝えするなかにおいていただけたら、また手話を第一言語とする聴覚障害者の方にとってはすごくありがたいことなんだというふうに思いますし、それが当たり前の社会になってもらいたいとい

うのは聴覚障害者の方の願いでもありました。私も思ったんですけど、手話をこの保健福祉課の担当されている方のなかで手話ができる方は実際にいらっしゃるのでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。手話の奉仕員の講習を受けた職員が数名おります。実際その職員が手話ですることができるのかというところまでは私のほうも確認はしておりませんが、その職員がテキストというんですかね、そちらを見てですね、手話のことについては認識をしているところがございます。また町広報にもですね、簡単な手話についてということで、皆さんに手話についての興味を持っていただけるように広報せらについて掲載をさせていただいております。実際職員のなかでできるかと言われると大変難しいところではございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） もう1点加えてお話しをさせていただきますと、手話を第一言語とする方にとっては文字で教えていただくよりも、手話ができなくても身振り手振りで言うていただくことのほうが伝わりやすいんだということも教えていただきました。そのことも考えていただきたいなというふうに思います。それとですね、私はこの質問の中でデフリンピックを見据えた今後の取組みについての考えってということをお伺いをしたんですけども、その取組みについてのお考えはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。デフリンピックを見据えた今後の取組みということについてでございますけども、今回議員さんからの一般質問によりまして、私もデフリンピックというものがどういうものなのかというところを初めて知ったという状況でございます。そちらのことにつきまして今までの知識がなかったことも反省しながらですね、どのような今後の取組みができるのかというところも今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 私も一般質問しておりますけれども、当事者の方からデフリンピックのこともお聞きをして今回質問させていただいてますので、皆さんご存じない方がほぼほぼ、さっきのね、デフリンピック自体の認知度がすごく低かったのと同じように皆さんご存じなかったのではないかというふうに思います。

次の質問に移ります。共生社会構築のための啓発活動についてお伺いをいたします。

たとえば、本町において、学校や幼稚園、保育所などの教育現場や福祉と連携し、手話スポーツを実際に体験したり、デフアスリートに触れる機会を通して、町民へ積極的に情報や機会の提供をすることで、共生社会構築のための啓発を進めるべきであるというふうに考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 3 点目の共生社会構築のための啓発活動についてでございますが、本町では手話スポーツやデフアスリートに触れる機会等の提供は行っておりませんが、これまで実施しております「せらパラ」においては、世羅高生に参加を呼びかけ、共に競技等に参加いただいております。今年度は、世羅高生が中心となって、一緒に参加できるような活動を考えていただくこととしております。今後もこのような活動の推進を行っていきたいと考えております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） まだなかなか難しいことかというふうには思いますけれども、一つ提案として「せらパラ」に対して、デフアスリートを招へいして講演をしていただくとか、そういうことができたら、ぐっと理解にも繋がるし、そのデフリンピックに対する応援にも繋がっていくのではないかなというふうに考えます。是非そのことも考えていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。今年度の「せらパラ」についての内容につきましては、今現在まだ検討しているところでございますので、今回の議員からの提案を受けてどのようなことができるのか、また昨年度「せらパラ2022」を開催したときにはですね、東京パラリンピックでボッチャで参加された選手に来ていただいて講演をしております。そのボッチャに対する皆さんの関心度も高まったというふうに考えておりますので、今年度の事業にどこまで盛り込むことできるのか、今後考えていきたいというふうに思っております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 是非取り入れていただいて、またデフリンピックの応援に繋がるような取組みにしていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。応援事業、ホストタウンへの参加についてご質問させていただきます。

国が令和4年3月に策定した、第3期「スポーツ基本計画」でも、特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツレガシーの発展に向けて、スポーツを通じた共生社会の実現を掲げております。

また、手話は言語であるという認識のもとに、手話への理解・促進を図り、地域に手話の使いやすい環境を構築することで、町民が自立した日常生活を営み社会参加をすることなどを目的とした手話言語条例が、全国の自治体で成立をしています。

既に、鳥取県では、デフリンピック応援宣言を行っておられますが、本町においても国際大会が日本で行われ、世界各国から多くの人を訪れることにより、地域経済の活性化に寄与することも期待できると考えます。

デフリンピックを応援する取組み、またホストタウンに積極的に参加していくべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 4点目の応援事業、ホストタウンへの参加についてでございますが、さまざまなスポーツを通じて、障害者の有無に関わらず、誰もが

参加し、パラスポーツの普及を通じて、多様性を認め合う共生社会の実現を目指すことが必要であると考えております。

本町におきましても、デフリンピックを応援する取組みとして、関係課と連携し、情報共有しながら研究してまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 日本での初の開催となるデフリンピック、東京オリンピック・パラリンピックと同様に注目を集めることになると思います。共生社会推進のための絶好の機会と捉えて、デフリンピック応援の取組みを進めていただくことを要望してこの項の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾議員から貴重なご提案いただいたところでございます。ホストタウンということで練習環境は町としては厳しいかなと思いますけれども、応援する仕組みについてはですね、議員おっしゃられますように宣言等においてですね、周知また啓発をしていくということはあるかと思えます。

この大会は夏の大会のみならずですね、冬季の大会、冬の大会もあり、冬のスポーツについてはどういふものがあるか見る時間がなかったんですが、またいろいろとこういった応援の意味においても、先ほどおっしゃっていただいたように、デフリンピック参加のアスリート招へいというのは大変素晴らしいことだと思っております。関係課しっかりいろいろと連携を持つなかで前向きにいろいろ考えていきたいと思えます。

○議長（米重典子） 次に、「手話言語条例及びコミュニケーション条例の制定に向けて」8番 松尾 陽子議員

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ろう者の方は、物の名前、抽象的な概念などを手の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通

を行っておられます。この手話は、明治時代に始まり、長年にわたってろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきました。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開かれた国際会議で、ろう教育では、相手の口を見て話を理解する技術、読唇術と、発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されたことを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年には、ろう学校での手話の使用は事実上禁止されました。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は、著しく傷つけられてしまいました。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えています。日本も平成23年7月29日、「言語」と規定された改正障害者基本法案が国会において全会一致で可決、成立し、日本で初めて手話の言語性を認める裏付けとなる法律が制定されました。

これを受けて、手話を言語として学ぶ機会を保障するために、国に対して「手話言語法」の制定を求める意見書が、平成25年6月の石川県白山(しらやま)市を皮切りに全国に広がり、本町においても世羅町議会として採択し、平成26年3月20日付で意見書を提出しています。

その後、47都道府県、1,741市区町村に及び、平成28年3月3日栃木県芳賀町議会の採択により、全国1,788すべての自治体で「手話言語法」の制定を求める意見書が提出されました。

こうした流れの中で、地方自治体においても手話言語条例を制定し、手話に関する普及啓発、ろう者の権利擁護を進める動きが出てきました。平成25年10月に、全国でトップを切って条例を制定したのは、お隣の鳥取県です。同年12月に北海道石狩市が、中国地方では、平成26年12月に山口県萩市、平成29年3月に岡山県高梁市、同年9月に岡山県玉野市と島根県出雲市、同年12月広島県内のトップを切って福山市が、そのほかに県内では、東広島市、呉市、廿日市市、熊野町が条例を制定をしております。

5月12日現在で、36都道府県、17区、340市、92町4村、全国で489の自治体で条例制定が行われている状況でございます。

鳥取県の手話言語条例附則には、『障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガン

は、「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。』と謳われています。

今、全国の自治体に広まりつつあるこの手話言語条例の制定についてお伺いをいたします。この手話言語条例について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾陽子議員の2問目でございます。手話言語条例及びコミュニケーション条例の制定に向けてのご質問にお答えをさせていただきます。

まずどのような認識ということでございますけれども、政務報告で申し上げましたように岡山県井原市の70周年記念式典に行かせていただいたところでございます。そこでのご挨拶、大下市長がすべて手話でご挨拶をされております。このときには要約筆記もございましたけれども、特に井原市もそういった手話に関する条例を制定されているという流れもあり、いろんなところでそういった手話の活用に取り組まれているということだと思います。同じくして来賓で来られておりました。そこでもですね、手話を使ってのご挨拶があったということで、やはり地域自治体でしっかり取り組まれている。特に首長がですね、そういうふうに取り組むというのは大変素晴らしいことだと思っております。

先ほど福祉課長からありましたように、実は手話奉仕員の要請講座には私も開会式と卒業式等々には伺わせていただきました。そこでも回数を重ねながらですね、しっかり講習を受けられて、またそういったことを身に付けていただくということで、特に現状では世羅町も外部からそういった要請をして来ていただいている状況もございますけれども、地元でそういった活躍いただける方を要請できればという流れも作ってこようとしたところでございます。しかしながらコロナ禍もあってですね、マスクをした状態ではやはりこの手話もいけないということでございます。やはり口が見える状態での手話が整わないといけないということはお聞きしたところでございます。

本町では、世羅町第2次障害者基本計画におきましても「地域がつながり、自立を支え合い、誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり」を基本理念といたしまして、誰もがお互いを尊重し合い、安心した生活を送ることができるまちづくりの実現をめざしているところでございます。手話言語条例としての制定は現在のところないわけでございますけれども、次期第3次障害者基本計画にも、すべての障害者が安心して暮らすことができる施策として、手話への理解と普及啓発に努める施策を盛り込み、推進してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 是非取組んでいただきたいというふうに思います。

2項目目、手話奉仕員養成講座の実施状況についてお伺いをいたします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 2点目の手話奉仕員養成講座の実施状況についてでございますが、手話奉仕員養成講座は、平成29年度より前期課程、平成30年度に後期課程を実施し、22名が受講され、18名に修了証を交付しています。令和元年度以降は、手話フォローアップ講座を開催し、手話の理解促進・啓発に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大等に伴い、ここ数年は開催できておりません。令和5年度では、手話体験講座として年2回の開催とサークルでの活動の紹介等を行い、多くの方に周知していきたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 平成29年度に前期、平成30年度に後期の講座を開催したとご答弁がありました。これよりも前、またこれよりも後に養成講座は実施されたことがありますか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。この29年度より前、また30年度より後のこの奉仕員の講座については開催ができていないというところでござ

います。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 開催できてないということはこの 1 回だけ、1 期分の前期後期あったその分しかできてないということですね。わかりました。

手話奉仕員の人数についてお伺いをいたします。現在世羅町で登録されている手話奉仕員の人数は何人でしょうか。

○ 福祉課長（小林英美） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（小林英美） それでは 3 点目の手話奉仕員の人数についてでございますけども、令和 5 年 3 月末時点で 16 名が世羅町に登録されています。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 平成 30 年度に後期課程を修了して修了証を交付された方が 18 名いらっしゃいますよね。登録されているのは 16 名ということですが、これはどちらかに引っ越しをされていらっしゃらなくなったのか。元々町外の方が受講されていたということなんでしょうか。

○ 福祉課長（小林英美） 議長。

○ 議長（米重典子） 福祉課長。

○ 福祉課長（小林英美） お答えいたします。30 年度に修了者 18 名、現在、令和 5 年 3 月末で 16 名。2 名の差がございますけれども、申し訳ございません、2 名の方のどういったことで登録されていないのかというところを申し訳ございません、今、把握しておりません。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） せっかく修了証いただいて交付された方が登録して実際に奉仕員として活動していただける、そういう人が増えていくということが重要であるというふうに思いますので、しっかりと登録をしていただいご活躍いただきたいというふうに考えます。

次の質問に移ります。手話奉仕員に対するフォローアップ研修は非常に需要

であるというふうに考えますけれども、そのフォローアップ研修などの取組みについてお伺いをいたします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 4点目の手話奉仕員に対するフォローアップ研修などの取組みについてでございますけれども、令和3年度以降は、コロナウイルス感染症等の諸事情により開催できておりませんが、今後は、手話奉仕員養成講座及び手話奉仕員に対するフォローアップ研修等の充実に努めてまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 令和3年度以降、コロナの状況の中でなかなかむずかしかったというのはよくわかるんですけども、この平成30年に修了証を交付されておりますよね、それ以降に何回フォローアップ研修というのは実施をされておりますか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。令和元年度にフォローアップ講座のほうを開催をしております。2年、3年、4年とフォローアップ研修のほうは実施できていないという状況でございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） このフォローアップ研修ができていないというのは、非常に問題だなというふうに思います。というのは手話というのは英語でもそうですけれども、使ってなかったらやっぱり忘れてしまうんですね。常に使っているから手話も使っていける。そういうフォローアップというのは年に1回でも、これは義務付けられていると思うんですね。養成のための必要な施策というのは障害者基本法の中で義務化がされているというふうに思うんですけども、対面でやることがむずかしければ、コロナ禍の中で人を集めるということができなかったということはあるんですけども、会議なんかでもオンラインでされておりました。オンラインで開催をされるというお考えはなかったんでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず開催できなかった理由としまして、新型コロナの感染という状況もございました。また講師の方の日程調整等がなかなか難しいという状況で開催できておりませんでした。今年度につきましては先ほども申しましたように手話体験講座というのを今年度開催します。こちらのほうにつきましては現在、登録をされておられる方にも周知をさせていただきまして講座のほう受講していただくようお願いをしているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 今度8日でしたかね、1回目が開かれるのが。これをフォローアップ研修にかえるという形でされるということなんですね。これは手話奉仕員に限らず参加することができるものだというふうに考えているんですけども、それでまちがいないでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。こちらの手話体験講座につきましては登録されておられる方だけではなく、広く皆様のほうへ周知をさせていただきました。こちらの申込みはもう締めきっている状況ですけれども、6月8日と11月9日の2回開催をさせていただきました。こちらのほうには実人数で22名の方が申込みをしていただいております。そのなかでうれしいことと言うんですかね、中学生が2名、高校生が1名の申込みをいただいております。今まではやはり勤めをされている成人の方が主でございましたので、大変喜ばしいというふうに考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） そういうふうに若い世代が関わってくれるというのはありがたいことだなというふうにも思いますので、どんどんそういった世代も含めてこういった手話に触れていただくということも重要なのではないかと考えま

す。

それでは次の質問に移ります。世羅町第2次障害者基本計画の基本理念に、障害や難病のある人が、家庭や職場、地域のあらゆる場面でその能力を最大限に発揮し、活躍できる地域社会の実現を目指しております。また、その実現のために、住民一人ひとりが障害や障害のある人についての正しい理解と認識を持って、地域の人々がともに助け合い支え合える共生社会を目指し、「地域がつながり自立を支え合い 誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり」というふうにあります。

福祉サービスの向上に取り組んでいこうとされている本町で、今、全国の多くの自治体に広がりを見せている手話言語条例の制定への取り組みを進めていくべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 5点目の手話言語条例の制定への取り組みについてでございますが、「障害者基本法」第3条第3項において、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められ、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障害者が情報取得や他人との意思疎通を図ることができるよう、情報提供施設の整備や障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じることが義務付けられています。手話は言語と位置付けられていることなどを踏まえ、世羅町としての方針を定めてまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 手話だけにとどまらず、指文字であるとか、また点字であるとか、要約筆記であるとか、いろんなコミュニケーションのツールがあります。そういったものをしっかりと活用するための裏付けとしてこの言語条例を制定していただきたいというふうに私、考えます。先日三原市の議員さんとお話をす

るなかでですね、今回手話言語条例を私も提案したいんだというふうに話をさせていただきました。そしたら三原市がもう既に取り組んでいらっしゃるんですよね、平成30年に1回目の一般質問をして、また令和2年にされたそうなんですけれども、このコロナ禍で話が進まないかなというふうに思っていたんだけど、このコロナの期間でしっかり調査研究を進められてですね、三原市も条例制定に向けて大きく動き出しているというお話しを伺いまして。この「地域がつながり 自立を支え合い 誰もが安心して住み続けられる せらのまちづくり」を1歩前に進めていくためにも、またこの手話言語条例の制定に向けて世羅町でも取り組みを開始していただきたいということを強く要望して私の質問を終わりたいと思います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾議員からさまざまにご提案いただくなかで、このたびは手話に関する条例制定について、言語としての条例を設けるということ。町としてもそれは大切なことだと思いますし、実際手話に限らずですね、さまざまな障害をお持ちの方、先ほど言われましたように点字であったり、障害のいろいろな有無にも関わることなくですね、生活をしっかり世羅町で行っていただけるように町がすべきだと思っております。この流れについてはですね、全国どの自治体もですね、前向きに考えられる案件だと思っております。私もですね、しっかり勉強しながら習っていききたいなと思っておりますし、そういう啓発をしっかりと進めていくようにしていきたいと思っております。今度は手話でお話しがここでできればですね、いいと思います。よろしく願います。

○議長（米重典子） 以上で、8番 松尾 陽子議員 の一般質問を終わります。

次に 「町の防犯対策は」 5 番 向谷 伸二議員

○5 番（向谷伸二） はい、5 番。

○議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○5 番（向谷伸二） 発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。項目 1 つ目、町の防犯対策はについてお伺いいたします。質問の要旨、特殊詐欺という言葉が広がりかなりの年月が経過いたしました。未だに収まる気配はありません。昨年は詐欺認知件数が 1 万 7570 件、前年比 21.2%、被害額 370 億 8000 万円 31.5 増と大変大きな被害件数・被害金額となっております。今年も町内においても役場の職員を名乗った還付金詐欺が発生しており、更なる警戒が必要だと思っております。

最近全国的にも闇バイトによる強盗殺傷事件が多発しています。5 月の東京銀座の高級腕時計店のことは非常に記憶に新しく、生々しく記憶しております。見ず知らずの人間が犯罪目的で集められ、それを何の躊躇もなく実行してしまう。更に簡単に人の命まで奪ってしまう、そのような大変恐ろしい事件が発生しています。

特に狙われやすい、1 人暮らしの高齢者様は恐怖と不安でいっぱいではないでしょうか。最近では都市部・農村部どこでも事件が発生する為、世羅でも十分な警戒が必要です。また学校に不審者が侵入するといった事件も発生しています。児童生徒の安全確保は最重要課題だと認識しております。一般的な犯罪においては、警察のご努力もあり、かなりの確率で犯人逮捕に至っております。そこで活躍しているのが監視カメラだと思います。プライバシーの侵害という問題を指摘されることもありますが、犯罪の抑止力及びスピード検挙という点からも、取組むべき重要な設備と思われれます。そこで町の防犯対策についてお伺いいたします。

まず 1 点目として、防犯対策の現状と、今後の対応についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷伸二議員の町の防犯対策についてのご質問をいただいたところでございます。1 点目にはですね、「防犯対策（監視カメラ含む）

の現状と、今後の対応」についてでございます。

現状今、さまざまな特殊詐欺があります。世羅町においても被害を受けられた方もいらっしゃいますし、現状私も携帯へさまざまなメールが入ってきてございまして、これは対応しないほうがいいということで即断で消去してございますけれども、なかなかそういうふうにはですね、犯人検挙につながる流れとしてはですね、難しい案件ではございます。

それと町が行っている防犯対策について説明させていただきますけれども、世羅警察署や世羅郡防犯組合連合会など関係機関と連携して各種啓発イベントの開催、高齢者を対象としました防犯講習会を開催するなどあらゆる機会を通じた町民の防犯意識の向上や、地域に対する防犯灯設置の補助金事業を行い地域の防犯力向上に取り組んでいるところでございます。

また、世羅警察署と特殊詐欺や犯罪の発生に関するタイムリーな情報共有を図るなかで、同情報を防災行政無線や世羅町公式 LINE アカウント、広報せらなど複数の媒体を活用し、広く町民への周知を図り、町内の犯罪情勢に応じた啓発を行っているところでございます。

次に、町が管理している防犯カメラの設置状況でございますが、現在、町内の主要道路に 13 台の防犯カメラを設置してございまして、犯罪発生時等には防犯カメラのデータを提供し、捜査への協力を行っているところでございます。

こうした取組みを行ってはおりますけれども、町内でも特殊詐欺をはじめ、各種犯罪が発生していることから、引き続き関係機関と連携を密にし、町民の防犯意識の醸成を図る取組みや防犯カメラの増設や防犯灯の設置推進等インフラ整備等を推進し、犯罪の起こりにくい町を目指してまいりたいと考えております。

なお防犯カメラはもとよりですね、今頃はドライブレコーダー、車載カメラのほうもですね、ご提供いただくような案件もございます。私も過去にですね、そういった提供をとということがあったんですけども、中にひとつそういった録画する機能の部分ですね、データが消去になってございまして、ちょっと残念な思いもありますけれども、そういったご協力もいただくような案件も発生しております。皆様方が犯罪にあわないように特に小中学生等もです

ね、弱者、高齢者も含めて弱者がそういった犯罪にあわないように、町としても意識の高揚、また被害防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） 議長。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） ただいまの説明で各種啓発イベントの開催や高齢者を対象にした防犯講習会を実施しているという御説明がございましたが、具体的な内容と開催回数をお伺いたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。防犯に対します各種イベント等でございますが、これは世羅郡防犯組合連合会など協力を得ながら安全安心大会等の大きなイベントをはじめ、各地区でのサロンといった小規模のところへですね、生活安全指導員等が出向き、防犯に対する話であったり、最近多いのはインターネットを通じた通信販売でのトラブル等、広くですね、防犯、それからそういったトラブル回避といったお話しをさせていただいているところでございます。具体の開催回数ご質問いただいたんですけれども、申し訳ございません。数字のほうはただいま持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。ということは生活安全指導員という方が携わっておられるということで、専門的な設備設置に関する指導等はされておられないということでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。具体の防犯対策の実例等ですね、一般的な指導に留まっております、専門知識等に関する部分までは踏み込んだ説明はしておらない状況でございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。何点かもう少しお伺いしますけれども、夏場はいいにしても冬場は暗くなるのが早くなると。非常に通学路等危険性が増すというところがありますが、街路灯など、通学路の防犯対策は十分に行われているか、その点についてお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 今、ご質問いただきました通学路等、一般の夜間の交通の安全性といったところ広くですね、対応が求められるわけでございますけれども、通学路につきましては学校関係者の皆様からの意見を吸い上げるなど安全施設での対応が可能な場所、また事故の防止の面から警察等含めてですね、現地確認といった対応をとっているところでございます。町長の説明の中にもありましたように、関係機関が広く集まって対応を検討しているといったところでございます。必要な施設整備等はですね、限りある予算ではございますけれども、優先順位を付けながら対応をしているといった状況でございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。この街路灯等の申請状況並びにLED化への取り組みですよね、そのあたりの状況を教えていただきたいと思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。ご質問いただきました防犯街路灯でございますけれども、現在町では各地元等で設置されたものを移管を受ける形で管理をしております。概数でございますけれども、町内で約2,200基余りはあるという状況でございます。廃止はあまりありませんけれども、増設等されてきておりまして、現在そういった多数の防犯街路灯等を管理いたしております。新設につきましては、各地区からの申請を受けまして令和4年度で言いますと、10基余りの予算を準備させていただき、1件あたり1万5000円の補助といった形で、新設のほうを支援をしております。設置後は町のほうに移管をいただき、町のほうで電気代等々の支出をし、管理を行っているところで

ございます。LED化につきましてでございますが、その内約8割程度はLED化が進んできたような状況でございます。順次器具の交換が必要になったものに対してそういった対応をしております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）5番。LED化にすると電気代も減少しますし、長寿命化という点からも非常にいいと思いますので、引き続き対応をお願いしたいと思います。

次に、子ども園や学校施設などでの防犯設備及び職員の対応教育など、この点についてどのようにされているか、お尋ねをいたします。

○教育長（早間貴之）議長。

○議長（米重典子）教育長。

○教育長（早間貴之）実際の学校のですね、対策について、ハード面で言えば、少し議員のご質問から広がるかもしれませんが、防犯カメラについては必要に応じて設置されております。一例といたしまして、世羅小学校におきましては、校舎の周り4か所が見られる4台のカメラがありまして、職員室の中に常に映像が見られるようにしておりますので、職員が必要に応じていつでも見られる状況になっております。少しカメラと違うんですけども、保護者に対する意識を啓発する、それからいろんな情報を流すためのメールを流すことも全保護者に流れるようになっております。

あと意識の面、ソフトの面でございますけども、たとえば先ほど議員おっしゃいましたように、全国各地で起こっている学校内の事案が起こったときにはすぐに学校長または教頭のほうから新聞記事を利用するなどして、啓発、そして防犯意識を高めるように、できるだけ早く意識を持つようなことをしております。また児童生徒に対しましては避難訓練を利用しまして、以前起こりました大阪教育大学附属池田小学校の事案も出す等して、そういうことが起こったときには逃げるというようにいろんな警察からご指導もいただきながら教職員、児童生徒に対する啓発を行っております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） よく侵入者が入ったときに、あれ何と言うんですかね、さすまたですかね。ああいったことの訓練というか、入られたときにどういふふうに対応するかと、そういうところが非常に気になっているというか、やっぱり慌てられると思うんですよ。そのときにいかに冷静に対応されるかというのが、それは日常の訓練というか、指導も必要ではないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今議員がおっしゃいました、いわゆる刺股等の訓練ですけども、これについては必要に応じて世羅警察署にも依頼をしまして、たとえば1本だけでは逆に相手につかまれてしまうので、2人がかりで抑え込む等の実際の訓練を通して職員の技術の向上とか、いざというときに命を守るという訓練をしております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。安心しました。引き続きよろしくお願いたします。

では次の質問に入ります。監視カメラの増設による防犯対策強化に繋げるべきと考えるがお考えをお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目の「監視カメラの増設による防犯対策強化に繋げるべき」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、防犯カメラ設置の効果につきましては、「犯罪の予防」「事件の解決」「住民の安心」が期待でき、防犯対策には欠かせないツールとなっております。

現在、町が管理している防犯カメラは、監視システムに接続しているものや、長期間の画像を記録しているものがございます。これらと同等の防犯カメラを新設する場合には、1台あたり約でございますが、100万円余りの設置費用が必要となります。設置後には電気代や保守管理などの維持管理費用も増加

することとなります。

町といたしましても、防犯カメラの増設により防犯対策の強化を図りたいと考えますが、予算的な制約もございまして、今後の機器更新のスケジュールや犯罪の発生状況などを鑑みながら、真に必要な場所を選定いたしまして防犯カメラの増設を検討してまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。先ほどの説明でも防犯カメラの重要性というのは多少認識されているのかなというふうに感じましたが、町内全域をわずか13台でカバーしているというのは非常に少ないと感じました。またカメラ1台で100万円の設置費用というふうにおっしゃられましたが、先日も資料をお渡ししたんですが、現在はクラウド方式を採用するということで1台あたり数万円で設置することができます。たとえば仮に4万円でできるとしたらたとえば100万でいうと25台設置できるというくらい差があるという、現状はそうだとことです。ですからそういったことも最近の新しいやり方を採用されて、経費少なく、どうやって幅広くカバーするかということは考えるべきではないかというふうに思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。先ほど町長の答弁の中にもございましたように、町内13か所に設置してございます。この防犯カメラ設置にあたりましては県の警察のシステム等参考にしながら過去において整備をし、順次増設をしてきたといった経緯がございます。したがってシステムにおきましてもなじみのあるような形で県との運用をにらみながら設置をしてきたような経緯がございます。この防犯カメラシステムの運用におきましては管理要綱等も設けましてですね、主要な幹線道路の交差点に置くと言ったような形で、場所も一定の規則性を持って必要な個所に設置をしてまいりました。また目的といたしましては犯罪の抑止や交通マナーの向上というものを目的として現在にいたっているところでございます。議員がご提案いただきましたサーバー方式でございますけれども、本町の今のシステム導入の頃から比べますと、

かなり技術的なものの進展もございまして、仕組み自体が全く異なるといった点がございます。ご提案いただきますとおりですね、クラウド型にいたしますとサーバー等の機器が不用になりますし、月々のランニングコスト等も大変変わってくるものと承知しております。導入におきましては、この交差点等に置くといったものとはまた目的は異なってまいりますので、設置する施設ごとに目的を絞ってですね、活用していく必要があるというふうに考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）防犯カメラの場合、事件解決の手段として非常に重要な部分でもあります。一番は犯罪の予防という観点がとても大きいのかなというふうに、やはりカメラがあるということで人間の犯罪心理にも影響を及ぼす可能性もございます。今の状況でみますとですね、世羅町が防犯体制に力を入れてというふうに犯罪者のほうから見たら見えないのではないかなというふうな感じを受けております。既存の設備と新しい設備をどのように融合して使われるか、その辺は検討していただきたいとは思いますが、是非、新しいシステムを町の全体の防犯の活用に対して検討をしていただくのはどうなのかなというふうに思っております。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）お答えいたします。議員ご指示いただきますとおりですね、現在13基の防犯カメラございますけれども、ご指摘のように犯罪を抑止するための、敢えてカメラの設置場所がわかるような形では設置をいたしておりません。今回ご質問いただいておりますカメラにつきましては監視カメラ、それから防犯カメラと役割がそれぞれ異なっております。監視カメラは監視記録するために小さく目立たないように付けられるもの。また防犯につきましてはわかりやすい場所に目につく場所に。また記録するときにはランプがついたりといった形で犯罪抑止するために、明確に利用の仕方も異なって参ります。町の行政といたしまして、抑止するために見せるための設置といったような取組みはまだ十分なものはしておりません。後程触れるかもしれませんが、地区として取組むといったような場合にですね、そういった抑止の面で

の支援といったものも行っているわけですが、ご提案いただくように  
ですね、見せる防止をするための役割といった観点からカメラの設置を検討し  
てまいりたいというふうに考えております。

○議長（米重典子） 一般質問の途中ではありますが、ここで昼休憩といたし  
ます。再開は午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 5 5 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き  
5番 向谷伸二議員の一般質問を行います。

○5番（向谷伸二） はい。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。それでは3番目の質問に入ります。自宅や事業所  
などの犯罪未然防止に、防犯設備士、いわゆる防犯設備に関する専門的知識や  
技能を持った防犯の専門家と言われる方ですが、防犯設備士の活用はお考えで  
しょうか。その点についてお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。3点目の「自宅や事業所などの  
犯罪未然防止に、防犯設備士の活用は」のご質問にお答えをいたします。

「防犯設備士」は、警察庁所管公益社団法人の日本防犯設備協会が認定する  
資格で、犯罪者の手口や防犯設備機器に関する正しい知識、運用に関する専門  
知識等を持つ、防犯対策を指導する専門家の資格でございます。防犯設備士  
は、各地域の防犯指導者を委嘱する条件にされたり、防犯設備のメーカーや防  
犯に関連いたします社員教育などに活用されています。

現在本町では、自宅や事業所などの犯罪未然防止のため、防犯設備士の資格  
取得者を活用した事業等は実施しておりませんが、公共施設の整備で防犯機能  
を検討する際には、事業者を介して防犯設備士の専門的な意見等も取り入れて  
まいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。公共施設整備では検討するが、民間に関しては考えていないというのではちょっとおかしいのではないかなというふうに考えます。町民の方が犯罪に巻き込まれないように、どのような対策を取るかということが非常に重要だと思っております。不安を感じておられる町民の方はどんな品物を使って、どんな場所にどのような方法で施せば一番有効的で、安全安心に過ごせるか、皆さん知りたいというふうに思っておられると思います。たとえば、防犯用品と言えはホームセンター等で販売されておりますけれども、たとえば数百円のものから高いものは監視カメラの何万円というようなものもありますけれども、一般的な家庭ではある程度の低単価のものでも窓の開閉を開けにくくするものとか、そういったものはたくさん活用できるものはあると思います。そういった低単価のものでも十分防犯効果があるよといったようなことをきちんと住民の方に説明してそういった防犯対策をしていただく。そういったことは大変重要ではないかというふうに考えております。この防犯設備士というか、専門の知識を町民の方に提供しないというのはいかがなものかと。今後についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。あくまで公共施設等の整備におきましては業者を通してそういった知識の活用を図っていくといったところでお答えをさせていただきました。議員ご質問、またご提案いただきますこの民間の一般の方々が防犯に対する対応をされる際にアドバイスなり支援なりといったご提案でございます。議員申されますとおり、防犯の対策には午前中ご質問いただきましたカメラであったり、またダミーのものであって記録中とかそういった監視中といったようなステッカーを貼るといったようなさまざまな防犯の対策があらうかと思えます。こういった防犯対策につきましてご相談等伺う等機会がございますけれども、そういったときには議員ご指摘いただきますこの防犯の設備士といった資格の存在等もですね、お知らせしてですね、そういったさまざまなアドバイスを受けれる部署等がございましたら、そちらの紹

介などをしてまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）5番。紹介ではなくて、町が主体的にやってはどうかというお話しです。たとえば行政側がそういった知識を持つということも大切だと思うし、そういったことを介して住民の方にまたそういう情報をお渡しするという形も取れるのではないかと。いわゆる防犯相談会といったことをきちんと開催することでそういった認識が広がるのではないかとという話しをさせていただきます。それに対してどうかというお答えをいただきたいと思います。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）お答えいたします。この個人が行われる防犯対策でございますけれども、その利用目的というものはさまざまではないかというふうに想像するところでございます。ご自宅の周りであったり、各個人の皆様が事業等を行われている場合であったり、さまざまなケースが想定されようかと思っております。そういったさまざまなケースがあることを踏まえまして、今すぐというような行動は取りづらかなかというふうな認識を持っているところでございます。ご提案いただきますとおり、主体的な形でどういったふうに行政が取組めるか今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）あまり前向きなお答えというふうには受け取れなかったんですが、やって損は何にもない、住民にとって。そういうことは進めていくべきではないかなというふうには思いますので、是非進めていただけたらというふうに。方法はいろいろあると思いますけれども、何らかの形でそういった情報を提供できる場を皆さんに提供するというものを持っていただきたいというふうに思います。

次の質問にいきます。4番、個人による防犯設備設置に関する支援の考えは。これについてお伺いします。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 4点目の「個人による防犯設備設置に関する支援の考えは」についてでございます。

現在、防犯設備を設置される個人に対して、町が直接支援する事業は行っておりません。

防犯カメラの設置に対する支援としては、世羅郡防犯組合連合会が窓口となって、地域で防犯カメラを設置する場合に対象の補助金制度がございます。防犯カメラ設置の相談には同制度の活用を案内いたしております。

その他、防犯設備に関しては、個人に対する支援ではございませんが、地域が設置する防犯灯への補助金制度を活用していただき、地域防犯力の向上を図っていただいております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 地域に対しては補助制度があるということですが、これの実績等教えていただきたいと思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 防犯組合連合会が窓口となって行われる補助事業でございますが、その設置費用につきまして5万円の支援をされている事業でございます。この事業につきましては、実績といたしまして既に1か所ございます。これは地区の交差点付近に道路等をですね、監視するような形で設置された実例が1件ございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。これは周知はしっかりされておられることですか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 防犯カメラに関するご質問等、それからご相談等があった場合には、地区として取組んでいただく仕組みをご説明してですね、撮

影されるとなりますと、その地区の合意等が要件になりますけれども、地区として取組みますといった趣旨をしっかりお伝えして、防犯組合連合会のほうからご案内のほうさせていただいております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）5番。1件ということですから、ほぼほぼ利用されていないということに等しいというふうに感じます。個人の財産や命は個人で守ることが求められますが、行政として今現在話しを聞いたうえで、防犯に関する施策は非常に弱いというふうに考えております。個人でそういう防犯の設備を設置するということになれば、それなりの万単位のお金がかかってくると思います。すべて勿論、それが補助でという話しにはなりませんけれども、これに関しては補助がつきますよといったような個人に対する支援も今からは個人が対応するしかないわけですから、最終的には。そこに対しての支援を何らか考えていただくべきではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（米重典子）総務課長。

○総務課長（広山幸治）先ほどご説明いたしました実績1件につきましてでございますが、概算で費用が地区で30万円余りかかったような実績でございます。そこに制度を利用させていただいて5万円の支援をしているといったような状況でございます。先の質問にございましたように、対策につきましても数万円かかるものから、簡易なものであったりさまざまでございます。どういったものを想定して、またどういった目的でといったところを整理する形で今後の支援の在り方というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）次の質問では出ますけれども、電話の補助というのをされましたけれども、いわゆる購入金額に対してここまでは補助はできますよというような形でもやはり防犯カメラを設置しようとか、そういった形になるのではないかと思いますので、今、検討してみるというふうにお答えをいただいたので、是非是非前向きにご検討をしていただきたいというふうに期待して

おりますのでよろしく申し上げます。

ではこの項目の最後の質問になります、今年度からの補助事業でもある、防犯機能付き電話機等購入費補助事業の申請状況についてお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 今年度から開始しました防犯機能付き電話機等購入費補助事業の申請状況でございます。令和5年度から開始いたしましたこの補助事業は、65歳以上の高齢者を含む世帯を対象に、指定の防犯機能を備えた固定電話等の購入費用の1/2を、1万円又は1万2千円を上限に補助をいたしております。

5月24日現在、防犯機能付き電話機等購入費補助事業の申請件数は16件でございます。この答弁書を準備した後にですね、5月末時点の実績を集計致しましたのでご説明いたします。5月末時点では21件申請、ご相談をいただき、金額になおしますと、22万3000円余りの補助対象の額についてご相談をいただいております。補助金を利用された方にはですね、自宅の固定電話を特殊詐欺対策ツールとして活用をいただいております。

今後も、防犯機能付き電話機等の普及を図りまして、特殊詐欺等の対策を推進し、町の防犯対策強化を図ってまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 21件の申請ということで私の想像よりも多い数字が出ております。必要であったという事業になったのかなというふうに思いました。引き続き需要があるということなので周知に努めていただきたいというふうに思います。今回の防犯に関していろいろ質問させていただきましたけれども、最初の答弁で犯罪の起こりにくい町を目指すというご答弁がございました。今回全体での感想ですが、啓発活動以外は少し意識が低いのかなという感じも私は受けました。行政は全体的視点での対策強化、住民は個人資産や命を守るための自己防衛が必要です。安全安心なまちづくりを進めていけば、移住を検討されている方にも、選択肢のひとつの要因になるのではないかとこのようにも思います。防犯に本腰で取り組んでいただき、今後の方向性、そして具体的な方

策を示すことで、少しでも住民の方の不安を取り除くことに繋いでいただけるよう、お願いを申し上げてこの項の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろご提案をいただきありがとうございます。これまでも防犯組合連合会とさまざまな連携を持ちながら、防犯組合も会費を町民の方からいただいて運営をしていただいております。その中でも過去で言えばですね、防犯ブザー、子どもたちのためにであったりですね、防犯灯補助等々進めてきていただいております。また有害図書の関係でもやりましたし、暴力団追放、今では建設暴追と一緒にあって、またいろんな暴力団の関係やっています。多岐に亘る犯罪に対応するためにですね、なかなか今、特殊詐欺を含めて新たな展開、犯罪についてもですね、かなりいろんな面が出てきております。それに町民の方が騙されないように、また犯罪にあわないように、また犯罪のほうに関わらないようにといったことも含めてですね、町もしっかり連携してまいりたいと思います。いろいろまだ検討する課題たくさんあるということで、今回はお示しするものはすぐには答えられなかったわけでございますけれども、多くのいろんな団体とですね、しっかり話し合いを持ちながら、今回の電話機等についてもですね、そういうご示唆があつての流れになってございます。是非ともですね、いろいろ検討進めていきたいと考えております。

○議長（米重典子） 次に 「地元高校へ支援の輪を」 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 項目2といたしまして、「地元高校へ支援の輪を」。質問の要旨、近年、公立高校の存続が大きな話題となっています。近隣高校も統廃合や再編の対象とされ、学校関係者や地元住民が様々な活動を実施されておられます。本町地元世羅高校でも最近入学者が大きく減少しており、危機感が強まっています。

大きな原因としては少子化が挙げられるのではないかというふうに思います。子どもそのものの人数が減少しており、県内公立高校の6割が入学者定員

割れとなっております。また国の補助もあり、独自色を強めた私立高校への人気の高まりも影響があるのではないかとされています。世羅町においてはその他の要因も重なり、ここ2年は地元中学生の世羅高校への進学率が5割を切った状態が続いています。

そこで高校では、進学率アップのための学力向上や、生徒が地域の課題に取り組むなど、人材としての養成にも力を入れておられます。私も先般、広報広聴委員会の一員として学校を訪問させていただき、校長をはじめ先生方からいろいろなお話をお聞きいたしました。先般は議会報告会並びに意見交換会を開催するにあたり、快く受けていただき、大変貴重な有意義な時間を過ごさせていただきました。地域の課題に積極的に取り組む姿や、各種大会において素晴らしい成績を残された生徒さんもたくさんおられます。

是非その事を、地域の方や中学生以下の子どもさんやその保護者の方にも現状をもっともっと知っていただき、地域全体で地元高校を応援できればというふうに考えております。

そこでお伺いいたします。地元高校の存続に対する支援の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷伸二議員の2問目でございます。地元高校へ支援の輪をとというご質問でございます。議員、世羅高校を訪問いただいたということで、高校の実情、さまざまなことで発信もいただいておりますけれども、なかなか一緒にお話しをしてみないとですね、実情もわからない部分もあるかと思っております。私もたびたびにわたって、世羅高校へは訪問させていただき、校長先生もですね、そういった話しをしっかりと受けていただくなかで、校長室にも何度もお邪魔するようなことが多くなってございます。

実はですね、世羅高校の取組み、農業系のことでよく新聞等にも載りましたけれども、そのなかのひとつですね、実は今日、ちらしをもらったんですけれども、大妻学園学友会と一緒にこれまでもお茶のことで進めていただいております。これはお茶の再生部会様でございますけれども、実は世羅高校、お茶の、さまざまな新茶を採る際にですね、今回は世羅中学校も一緒に採られるな

かで、お茶をいわゆる作られました。これを今回G7のサミットの海外メディアで発表されております。これもびっくりしたんですけれども、桜の香りをブレンドされております。単なるお茶としてではなくてですね、海外の人達に日本の情景を思わせるような雰囲気ですね、ちょっとワインの瓶みたいな感じで作られておまして、私もびっくりしたんですけれども、そういったものが世羅高校から発信できているということですね、素晴らしいなど。これまでもイタリアであったり、フランスであったり、海外へですね、そういった発信もいただいておりますし、各賞もたくさんいただかれています。特に今回はちみつ等ですね、いろいろ取組まれているということ。これが世羅高校にとどまらず、地域の方と一緒にやるということが素晴らしいことではないかなと思っております。今、世羅高校はですね、そういうふうに発信をしっかりとしながら生徒募集ということ、まずはですね。それと地域貢献という形ですね、素晴らしい活躍をいただいていると思っております。先ほどありました福祉の関係でもですね、世羅町のさまざまな障害を持たれた方との交流会もありますし、さまざまなことでありがたいと。今回フラワーフェスティバルのことではですね、先ほどお話しをいただいているところでございます。

地方創生というものを推進していく、これまで流れございますけれども、若者の地元定着が重要であると捉えております。町内唯一ございます世羅高等学校における教育環境についてはしっかり支援をするなかで、将来の世羅町を担っていただける人材の確保育成に取り組むこととし、支援事業を平成28年度から継続して実施をしているところでございます。

年度によって支援内容が異なっておりますが、主にバスやバイク通学などの遠距離通学に関する費用であったり、各種検定料、学習用アプリ費用の一部助成や、外部講師によるSuper世羅塾の運営費用などの支援を行っているところでございます。

県立高校であるために県の予算で充実を図るべきというような声もございます。今後の対応といたしましても、世羅高校と連携・調整を図る中で、世羅高校が必要とされる支援をしっかりとお互いにお話をさせていただくなかでこういった事業を継続してまいり所存でございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。現在さまざまに支援を行っていただいておりますが、先日学校とのお話しのなかで、世羅高の魅力アップのために昨年新たにeスポーツやダンス同好会を立ち上げられたというふうにお聞きしました。しかしながら県立高校としての限られた予算のなかでの活動には制限があるというふうなお話しもされておられました。生徒を集めるという、選ばれる学校としての選択肢を広げるという意味で生徒数獲得のためにも大変こういった活動は重要かというふうに思っております。今後今までの支援もされてますけど、今後更にどんな支援を重要というふうに考えておられるか。あるいは高校との連携を今後更にどういうふうに進めていくか。そういった点についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 世羅高校についてはですね、新たな魅力をしっかりとということで、近年流行っておりますダンスにつきましては、やはり子どもたちもそういったダンスの発表をこれまでもしてくれていた流れもございます。それは学校の関係ではなくてですね、さまざまなグループ、クラブ、サークルですか、そういったところで取組んでおられる生徒さんも過去いらっしゃるということで、その流れを汲んだものもあると思います。いわゆる世羅町でそういった取組みをしてほしいという声も過去ありまして、町が応援するというよりもですね、そういったサークルがですね、しっかり発表の場があることがまずは必要だと思いますし、全国の大会にもつながるようなことになればですね、そういったところの支援がいるのではないかというふうにも思っております。

あとeスポーツの関係でございますけれども、近年、そういったeスポーツ、ただ正しいeスポーツの在り方といったところで、先般子ども食堂を行ったわけでありましてけれども、子ども食堂に世羅高校生徒、ちょうどPTA総会がある日でございますけれども、世羅高校から多くの生徒の方がお越しになられて、会場設営から、後は参加した小学生等にですね、eスポーツの正しい使い方について生徒自ら指導いただきました。その時点ではゲームをしにきただけというのもあるんですけれども、ただコミュニケーション能力を一つつけ

たいという意味合いの中で取組まれたこととございます。

併せて生活福祉科のほうからもお越しいただき、調理、また配膳、そういったものにも関わってですね、一緒にそういったことができたということは大変素晴らしいことだと思います。今後においては世羅高で作った食材、いわゆる野菜等をしっかりそういったところへも活用していただきたいということで、次のまたそういった子ども食堂にもですね、どうにか世羅高はしっかり関わっていききたいということをお願いしています。そういった地域の取組み、また地元の小中学校との関わり、こういったものも大切になりますし、やはり地域とそういうふうに意思疎通を図るとなればですね、やっぱり町外からお越しいただいた方も世羅町へのしっかり貢献をしていこうという今後の流れがつかんでいけるものと思います。是非ですね、世羅町をフィールドに将来活躍していただける生徒、1度は出てもですね、また再度世羅町にUターン、Iターンをしていただけるように流れを作っていければというふうに考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 以前寮を完備してくれれば近隣の方も世羅高に対して来やすくなるのではないかというふうな考えを持っておりましたが、国のいわゆる建物に対する考え方、たとえば40年程度ではまだ補修だと。60年経過したら建て替えを考えてもいいよというくらいの長期スパンでないと考えてもらえないと。或いはひとつ寮を造るにしても大変お金がかかると。予算的なものからしても大変難しいなというふうに受け止めました。

他の市町でも下宿先を確保するというような取組みをされて、遠方からの生徒さんの住まいの確保という点をクリアされている市町もございます。町として生徒さんの住まいの確保ということに関してはどのような考えをお持ちか伺いたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 担当課においても熟知してない部分もありますので、世羅高校のこれまでの校長ともいろいろと話しをさせていただいております。確

かに町にそういった施設を準備しろという声はこれまで聞いてきたわけでございます。遊休施設と言いますか、空いている施設を活用することありますし、また下宿等についてもですね、そういった募集もしてはどうかという声もございました。過去においても、下宿等ですね、通って来ていただいた生徒さんがいらっしやった時代もあるわけでございます。しかしながらそういった方々がなかなか厳しい状況もございます。できればですね、生徒を住まいさせるだけではいけません。食事とあと管理と言いますか、生活についてしっかりそういったところを管理されている、いわゆる陸上部であればそういう形、そういったところのようなものがですね、ボランティアでやっただいている状況でございますので、そこら辺が確立できればですね、今後。あと他の市町でかなりの予算をかけて建設された地域もございます。そこはほぼ町外、県外からの生徒が来られている状況でございます。いわゆる100人規模の寮になってございますけれども、そこまではですね、なかなか町としても厳しいかなと思います。

今後についてもですね、やはりそういう希望等々あるというふうにお聞きもしてまして、他の市町にあるそういった高校であってもですね、やはりそういった住まいする場所を設置することによって入学者を募集という流れもあろうかと思えます。町がすぐにじゃあ、そういったものを措置できるかといったら、厳しい面もございますので、よくよくですね、慎重に検討すべきと考えております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）大変難しい問題ではあるとは思いますが、準備というか、先々のことを考えて、こういった場合にはこういう対策をとっておこうとか、たとえば町内の関係者の方にどういった体制ができるかとか、いわゆる下ならしを多少はしておいたほうが、いざと言ってもすぐにはできませんから、そういったことも頭の中に入れておくべきではないかなというふうには思っております。

では次の質問にいきます。世羅高校の活動や取組みを紹介する機会として、「文化祭」がございます。しかしながら、予算や場所、警備上の問題等で、広

く一般公開、勿論一般公開されておるのは知っておりますが、多くの人に来ていただくというのは大変難しいのではないかと考えます。そこで、高校や中学の活動を広く町民の方にも知っていただけるようなイベントを、行政と地元主体で開催する、こういったことを検討されてはどうでしょうか。お伺いたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 2点目の「高校・中学の活動を広く町民や中学生以下の生徒・保護者の方に知っていただけるようなイベントを、行政と地元主体で開催してはどうか」というご質問にお答えさせていただきます。

近年はコロナ感染症の影響により世羅高校の文化祭などの行事について一般開放できない状況にございましたが、令和5年度の文化祭におきましては2日開催の内、1日は一般開放される予定でございます。また、令和5年2月に実施されました学習成果発表会「学びピア」におきましては、3年ぶりに近隣の7中学校から約200人の生徒さんを招待され、世羅高校の学習成果を見ていただくなど、コロナ禍前の取組みを再開されている状況でございます。

世羅高校の活動・取組みなどを紹介する方法につきましては、世羅高校と緊密に情報共有を図る中で、世羅町及び世羅高校がそれぞれさまざまな媒体や機会を活用して世羅高校の魅力を周知できるよう、連携し進めてまいりたいと考えているところでございます。

今1件、先の話しでございます、企画といたしましてですね、世羅高の生徒さんが中心となって、このたびの文化祭について高校生と現在、世羅町でもご協力いただいておりますMCATさん、ケーブルテレビの関係で文化祭を紹介する番組を作ってみようということで今、検討されているようでございます。これはあくまでも予定ということで、これは3年生の方2名が携わってされる計画ということでございます。こういったさまざまな多くの方々に見ていただけるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 今回のご提案と言っても、今取組んでおられる行事を否定するものでも何でもございません。今回私が言っているのも具体的な提案でもありませんし、ただ将来的に学校存続を考えた場合に、地元生徒さんの入学者数を増加させること。或いは学校の魅力を発信すること、それがそういった将来の存続に対して寄与するのではないかなというふうに考えております。勿論、学校側が主体でありますから、学校側の思いであるとか、考え方とか、生徒さんの思いとか、考え方、これが一番ですから、こちら側が押し付けるような話ではございません。ただ学校側、或いは生徒さん側からですね、こういった取組みをもっともっと広く町民の方にも知っていただきたいとか、たとえば中学校の生徒さんにうちに来いやと、楽しいぞと。こんなこともやっているぞと。そういったことをもっともっと紹介できる場所がもし作れるのであれば、ただ先ほども言いましたけれども、予算的には厳しいものがあると。ということは行政や地域の方がそれをバックアップするしかないのかなというふうに考えております。

先ほども町長から話しがありましたけれども、先月ライオンズクラブ様が世羅高校生さんと一緒に子ども食堂のせら夢カフェというのを開催されましたが、大変盛況であったと。私もこの間、意見交換会で元気をいただきましたけれど、高校生が3、40名来られたと思いますけれども、非常にパワーをもらえるんだというふうにおっしゃられてました。そういった地域との繋がりを持って1人でも2人でも地域に返って貢献したいという方を育てることができれば、なお更いいかなというふうにも考えております。先ほども言いましたように学校や生徒さんの主体性を大事にしたうえで、何か地域や行政がバックアップできるものがないのかどうか。是非学校側、生徒さんともコミュニケーションを取っていただいて、何かあるのであれば是非立ち上げていただけたら幸いかなというふうに思って私の質問を終わります。もうひとつお伝えしたいことが、学校側の今年度の基本的考えとして、通って良かったと言われる世羅高校、通ってみたい世羅高校、この2つを挙げられておられます。是非地域全体で支え合うような仕組み作りができたらなというふうに思いまして、この質問を終わります。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。議員ご指摘いただきましたように、私も昨年度から企画課へ配属されまして、さまざまに今の大島校長はじめ、世羅高校の先生方、生徒さんと携わる機会が多数増えております。昨年度で申し上げますと、世羅高校の生徒さんが直接地元の方に教えるスマホ教室であったり、こういった連携、地域への貢献、やはり校長先生が掲げておられる人材育成という点でコミュニケーションの高い生徒を育成していきたいという思い、これはしっかりと町としても受け止めさせていただいて、先ほど議員ご提案いただきましたように、協力できるところはしっかりと協力をして、それをまた外へ向けて発信、アピールをしていく。そういった活動を務めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で、 5 番 向谷 伸二議員 の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、6月15日午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

---

散 会 13時40分